

うつくしま行財政改革大綱の取組状況

平成20年6月

(このページは、白紙です。)

目 次

	頁
第 1 基本的考え方	
1 基本目標	1
2 方向性と視点	2
3 計画期間	3
4 進行管理	3
5 取組項目設定の考え方	3
《新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ》	4
第 2 具体的方策	
《うつくしま行財政改革大綱の取組状況》	
I 県民等との連携・協働	
1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり	
(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築	5
(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	10
(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	12
(4) 成果重視型事業展開	14
(5) 地域に役立つ研究開発の推進	16
(6) 戦略的広報の推進	20
(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進	22
(8) 分権宣言進化プログラムの定着化	24
(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進	26
2 県民参画領域の拡大	
(1) 県民運動の推進	28
(2) ボランティア・NPOとの協働推進	30
(3) 具体の計画策定等への県民参画	33
(4) アウトソーシングの着実な推進	36
(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	38
(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続） 導入の検討	40
(7) 「自治宣言」の検討・提唱	42

II 市町村との分担・連携

1 連携・協働の推進

(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	4 4
(2) 市町村と県の業務連携システムの構築	4 6
(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立	4 8
(4) 市町村が策定する計画等への支援	5 0

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

(1) オーダーメイド権限移譲の実施	5 2
(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実	5 4
(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	5 8
(4) 市町村合併支援プランに基づく支援	6 1

III 行財政システムの確立

1 これまでの改革成果の発揮

(1) 健全で柔軟な財政構造の確立	6 3
(2) 政策評価制度の機能向上	6 5
(3) F・F型行政組織深化に向けた取組み	6 9
(4) I Tを活用した業務改革の推進	7 1
(5) 分権型社会を担う人材育成のための研修	7 3
(6) 県立病院改革の推進	7 5
(7) 企業局事業の見直し	7 7
(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	8 0
(9) 県立社会福祉施設の見直し	8 3
(10) 定員の削減	8 8

2 新たな改革の推進

(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	9 0
(2) 第三セクターの見直し	9 2

第 1 基本的考え方

1 基本目標

行財政運営のパラダイムシフト（枠組み転換）

- 住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立 -

真の地方分権を確立していくためには、住民を基本としたあらゆる主体の明確な役割分担と、その役割に基づいた連携・協働により、地域課題を共有しながら地域の在り方を自ら決定していく社会の実現が不可欠です。

こうした「住民が主役であることが実感できる地域社会」を実現するため、「分権宣言進化プログラム(1) 」で提示した新たな5つの機能(2) を発揮しながら、その基盤となる「分権意識の共有化」をはじめ、「住民の物差し」で成果や現場を重視する組織風土に変革する取組みを進め、行財政運営の枠組みの転換を図っていきます。

1 分権宣言進化プログラム：正式名「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム
住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」の実現をシステムとして整備するため、住民や市町村の地域づくりを支援する機能と体制を確立すると同時に、県の組織風土を変革することを目的に策定しました。（平成 18 年 2 月 6 日県行財政改革推進本部決定）

2 県の新たな5つの機能：広域連携機能、自立支援機能、専門・高度技術機能、情報結節機能

地方分権加速機能

【タテ軸：従来の県の機能の進化】

広域連携機能：市町村域を超える課題+県域を超える課題（他の都道府県と連携）の解決

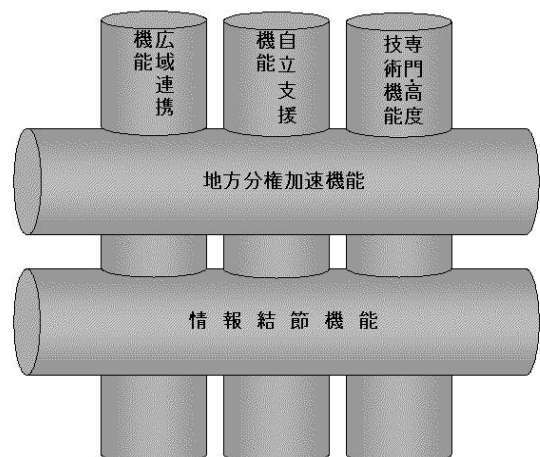
自立支援機能：市町村の自立の確立を支援する取組み（従来の補完機能の強化）

専門・高度技術機能：市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度技術分野を担任

【ヨコ軸：真の地方自治を確立する新たな機能】

情報結節機能：あらゆる情報の結節点としての機能

地方分権加速機能：地域の実状に応じた制度提案など、地方分権を加速させる機能



2 方向性と視点

県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -

- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
「住民を基本とする地方自治の実現」に向けて、住民や市町村が抱える様々な地域課題を共有し、その解決に向け柔軟に対応する取組みを推進します。
- 2 県民参画領域の拡大
県民、NPO、NGO、ボランティア、企業、各種団体等との分権意識の共有化を図りながら、それぞれの役割分担に基づく主体的な地域活動の促進や連携・協働の取組みを通じ、県民参画領域の拡大を図ります。

市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -

- 1 連携・協働の推進
分権時代にふさわしい市町村との明確な役割分担の下、連携・協働を図る取組みを推進します。
- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援
住民に最も身近な行政主体である市町村が、これまで以上に地域の実状を踏まえた地域づくりができるよう、市町村の主体的な取組みを支援します。

行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -

- 1 これまでの改革成果の発揮
限られた財政的・人的資源の下、PDCAマネジメントサイクルの確立を通じて、これまで進めてきた抜本的改革の成果を確実なものにします。
- 2 新たな改革の推進
環境変化を踏まえた新たな改革に着手し、簡素で効率的な行財政システムを確立します。

3 計画期間

平成18年度～22年度の5年間とします。

なお、今後の取組状況や行財政運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 進行管理

全庁的観点から、効果的かつ確実な実行を確保するため、県行財政改革推進本部において、進行管理します。

「分権宣言進化プログラム」と連動させ 第2 具体的方策 に掲げる取組項目の効果的・効率的な具現化を図ります。

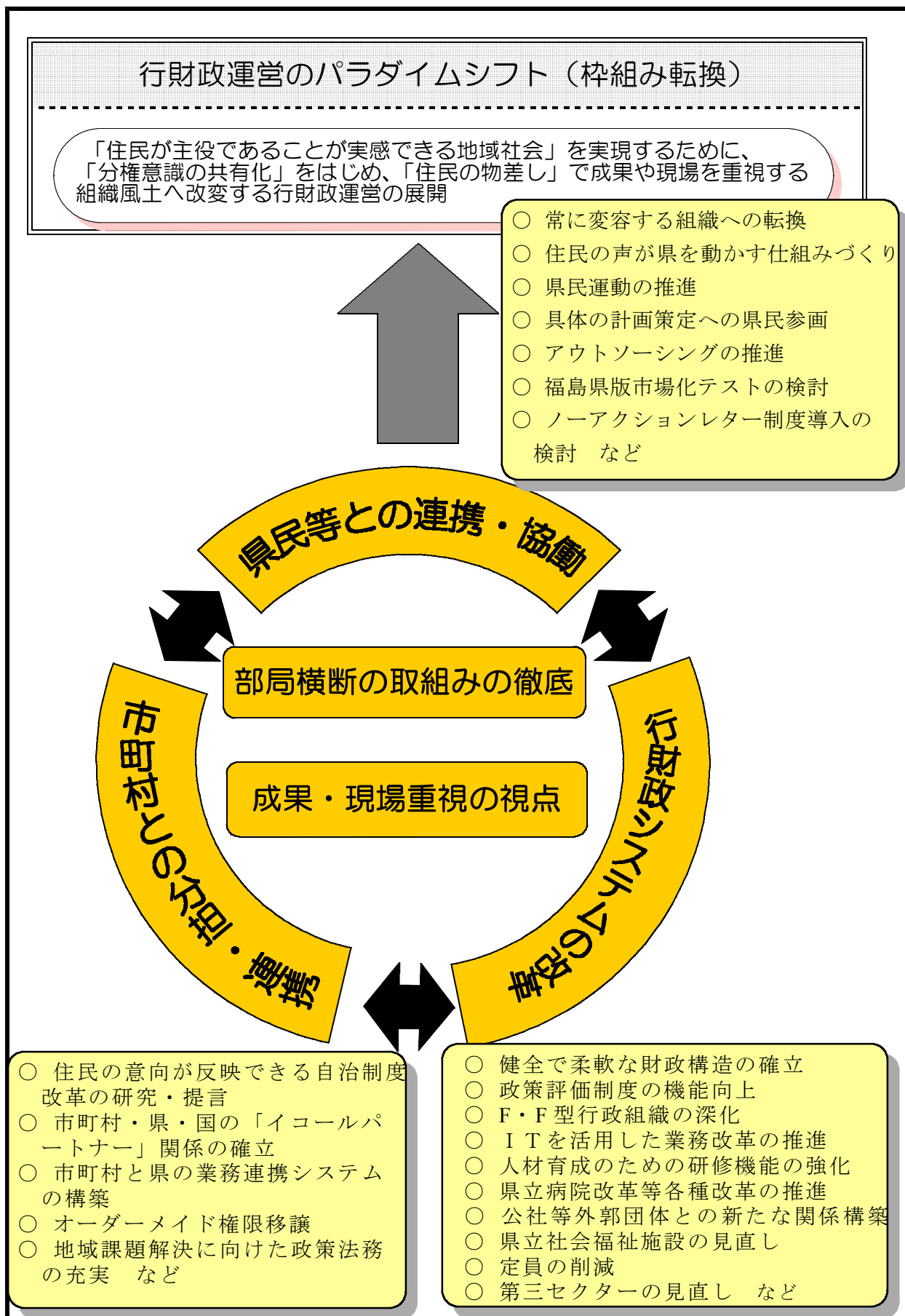
また、毎年、取組状況の自己評価結果を「行財政改革推進委員会」から助言等をいただくとともに、県ホームページ等で広く公表し、県民の方々のご意見をいただきながら、着実に改革を推進します。

5 取組項目設定の考え方

基本目標の達成に向け、「3つの方向性と視点」に資する項目に重点・選別化します。

また、県のみが実行主体となる取組項目については、成果重視の観点から、「何をどれだけ成し遂げるべきか」という成果目標の設定を基本とします。

新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ



推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(1)地域住民の意見が活きる県の体制の構築 (分権宣言進化プログラム実践項目) (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				各地方振興局、各出先機関 市町村領域、文書管財領域		
取組の内容						
<p>住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる、複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築します。 また、地域の実状に即した課題解決・政策実現のため、次により政策法務に係る積極的な取組みを行います。</p> <p>《出先機関（各地方振興局ごと）における体制の構築》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域連携室の設置（＝出先機関連携組織） 部局（出先機関）横断的に取り組むべき課題に対応するため、出先機関連携による複合的組織として地方振興局に設置します。 2 地域担当の配置 部局横断的な対応が必要となる提案や要望についての相談窓口として地域担当を配置します。 3 出先機関の機能強化 地域連携室における具体的な取組みを通じ、必要性が明確になった権限については、出先機関への更なる権限の委譲を行います。 <p>《本庁における体制整備》</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 地域連携支援プロジェクトチームの設置 各地方振興局地域連携室における取組みに対応し、そのバックアップを図るための本庁体制を整備します。 調整窓口：市町村領域 構成：各部局企画担当、関係領域、政策法務担当 <p>《政策法務の強化》</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政策法務体制の整備 (2) 政策実現のための政策法務 <ol style="list-style-type: none"> 1) 独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計 2) 法的限界を見極めたうえでの制度設計（法改正提言、特区提案）法的枠組み 3) 県の行為の法的意味づけ（条例・規則制定の法的根拠） 4) 法令審査、行政訴訟支援 <p>【成果目標】 住民や市町村が抱える地域課題解決の取組みを進めるとともに、その取組状況について、毎年度市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域連携室の設置・運営						→
地域連携支援プロジェクトチームの設置・運営						→
地域課題解決に向けた政策法務体制の整備						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 地域連携室の運営

【計画どおり実施】

出先機関が連携して地域課題に対応するため、各地方振興局「地域連携室」において、各室員が担当市町村に訪問して部局横断的に地域課題の把握に努めるとともに、地域連携事業を通じて、地域課題解決に向けての手法等について調査、研究を行った。

地域連携室	検討した課題、プロジェクト等の内容	備考
県北	県北地域ふるさと再発見事業（“ふるさとの宝”データベース「けんぽく大辞典」の運用） 野生動物との共生に係る研究会（野生動物による農作物被害対策）	連携調整事業 "
県中	定住・二地域居住の促進 地域連携サロンの開催 総合計画策定への助言 雇用促進住宅の有効活用に係る方策検討 県有地譲渡に係る県側関係機関の調整	連携調整事業 "
県南	「しらかわの地域力」発信事業（県南地方の情報発信力の強化） 南湖公園環境復元啓発事業	連携調整事業 "
会津	森の国会津地方活性化事業（森の再生による会津圏域活性化プランの研究） 会津地域における地域医療のあり方の研究 雪かたしボランティア受入に伴うマニュアルの作成 会津地方企業交流構築事業	連携調整事業 " " "
南会津	只見川電源流域振興プロジェクト 只見川伝統食品プロジェクト ふるさと南会津、おもてなし空間形成プロジェクト 南会津町中心市街地活性化プロジェクト 豪雪対策プロジェクト 道の駅ネットワークプロジェクト 南会津観光物産展の実施	連携調整事業 " " " " " "
相双	相双地域活性化ビジョン推進事業（常磐自動車道開通を活用した地域活性化） 産学官連携による産業人材の育成 中学生・高校生による国道6号線の清掃ボランティア	連携調整事業 " "
いわき	中山間道路ネットワークの形成 バイオマス利活用の促進 定住・二地域居住の促進 アクアマリンパーク倉庫群の改修整備と利活用検討 いわき駅前賑わい創出 歴史ある建造物調査を契機とした街の魅力再発見	

- 2 地域連携支援プロジェクトチームの運営 【計画どおり実施】
 本庁においても、地域連携室における情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続して行った。
 調整窓口：市町村領域市町村行政グループ
 構成員：各部局企画担当主幹、政策法務担当 等

成果目標に対する効果

地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームを運営することにより、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が主体となって対応する取組みを進めることができた。

- 3 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備 【計画どおり実施】
 (1) 政策法務体制の整備
 政策法務体制の強化のため、文書法務課の政策法務担当2名を中心に、関係各部局に政策法務担当の配置を依頼し、担当者会議を開催する等して政策法務に係る意見交換や検討を行った。

政策法務担当者会議の開催 7月、11月
 「県・市町村政策法務担当者情報交換会」の開催 2月

- (2) 政策実現のための政策法務 【計画どおり実施】
 4月以降 政策的な条例の制定検討に参画し、制度設計等への助言等を行った。
 (相手先 農林水産部)
 県職員を対象とした、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載したウェブマガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、政策法務情報の提供を行った。
 6月、8月、10月、12月発刊
 7月 庁内の法務担当者を集めた法務関係業務説明会を開催し、政策法務について説明し、条例化の留意点を示した。
 2月 政策法務に係る助言等を受けるための政策法務アドバイザーを設置した。
 「県・市町村政策法務担当者情報交換会」の基調講義・助言者として1名委嘱
 通年 担当グループの事務執行に係る法解釈等についての助言などの支援を実施した。

- (3) 政策法務に関する市町村との意見・情報交換会の開催
 地域連携室を通じて以下のとおり実施した。

地域連携室	政策法務に関する意見・情報交換会の開催
県北	政策法務に関する県と管内市町村との意見交換会を以下のとおり実施した。 平成19年12月19日
県中	第1回地域連携サロン(テーマ:政策法務概論)の開催を受けて、管内各市町村の法務担当者による情報交換会を定例議会1ヶ月前を目途に開催し、各種法律に基づく条例等の制定・改正に関する情報交換を行っている。 平成19年8月28日 平成19年11月27日 平成20年2月18日

県南	<p>法務担当者のネットワークづくりを求める管内市町村からの希望を踏まえ平成18年度から県南地方市町村法務担当者情報交換会を開催した。</p> <p>平成19年6月4日(地域連携室主催)</p> <p>平成19年8月22日(地域連携室主催)</p> <p>平成19年11月16日(西郷村主催)</p> <p>平成20年2月19日(棚倉町主催)</p>
会津	<p>政策法務に関する県と管内市町村との意見交換会を以下のとおり実施した。</p> <p>平成19年11月28日</p> <p>平成20年2月22日</p>
南会津	<p>政策法務に関する県と管内各町村・一部事務組合を対象に、政策法務に係る情報交換会を開催した。</p> <p>平成19年10月10日</p>
相双	<p>市町村と県の法務(法規)担当者が集まり、各団体の状況や課題等について率直な意見・情報交換を行い、担当者の政策法務等への自主的な取組を支援するとともに、市町村間の広域的な連携の促進を図った。</p> <p>平成19年11月26日</p>

(4) 市町村条例制定に対する支援

広野町企業立地促進条例(平成20年3月19日 条例第2号)

南会津町環境基本条例(平成20年1月31日 条例第1号)

成果目標に対する効果

各部局・各地域が直面する課題に対して、上記取組みにより、各部局の円滑な政策実現が図られるよう法務面からの支援を積極的に推進した。

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 地域連携室の運営(20年度新規の具体的な取組案件は未定。19年度課題の継続検討)
住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。
19年度までに抽出した地域課題をより一層掘り下げて検討するほか、市町村から持ち込まれる地域課題とは別に必要に応じて独自のテーマを設定し、調査、検討を行う。
- 2 地域連携支援プロジェクトチームの運営
本庁においても、地域連携室における情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する(案件に応じて開催予定)。

20年度未成果目標

設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。
また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善等を図る。

3 地域課題解決に向けた政策法務の推進

(1) 政策法務体制の整備

4月 引き続き文書法務課に政策法務担当を2名設置するとともに、関係各部局に政策法務担当設置を依頼する。

6月以降 引き続き関係各部局政策法務担当者打合せ会議を開催し、政策法務体制の強化のための意見交換と研究、情報共有を行う。(2回程度開催予定)

20年度末成果目標

各部局に対する政策法務支援の状況や上記意見交換等を行い、本県における政策法務体制を更に充実させていく。

(2) 政策実現のための政策法務

独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計

通年 政策条例の制定・改廃に関して、政策法務担当が制度設計段階での助言等担当課に対する支援を実施する。

制度設計に係る法的枠組み、県の行為の法的意味づけ

通年 担当課の事務執行に係る法解釈や、制度設計上適法・適格性等についての助言などの支援を実施する。

通年 職員に対する業務説明会や実務講習会を開催するとともに、上記ウェブマガジン「うつくしま法務茶房」の発刊等引き続き政策法務情報の提供を行う。

法令審査、行政訴訟支援

通年 各部の事務事業における法令面での審査を厳正に行うとともに、各部の法的紛争に関し求めに応じて適切な情報提供を行う。

20年度末成果目標

このような取組みを通して、各部局が、政策の検討、実施に際し、法務面で適切に対応できるよう、また、全庁的に政策法務の視点から課題を抽出し解決していくといった意識が定着していくよう支援していく。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>住民や市町村が抱える様々な地域課題の解決に向け、年度途中であっても柔軟かつ大胆に対応し、必要に応じて変容し得る機動的な組織運営の仕組みを、検討・導入します。</p> <p>1 柔軟な組織運営 現在導入している担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、検証・改善を行うとともに、その考え方等を発展させ、外部の変化等に素早く対応できる自律した組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>2 成果重視の組織運営 成果重視の期間限定的な取組みや職員が多様な切り口から複数の組織等に所属するマトリックス型の組織運営を基本とするなど、柔軟かつ流動的な組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>【成果目標】 担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを検討します。 また、それらに基づき、数テーマについて既存の枠組みを発展させた取組みを進めます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
枠組みの検討・既存システムとの調整		→				
試行・検証・本格実施			試行		実施	→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

枠組みの検討・既存システムとの調整

(1) 担当理事制の検証

担当理事制について、「FF型行政組織運営状況調査（庁内調査 19.5 実施）」により検証を行い、概ね次のような評価が得られた。

【計画どおり実施】

《検証結果》

業務遂行・企画立案能力の向上に寄与するとともに、施策目的の達成に繋がっている。一方で、理事が部長の権限を越えて調整を行うには限界があるとの指摘も見受けられる。今後とも、各部局間の連携を一層進めるため、担当理事制の充実を図っていく必要がある。

【調査結果概要】

項目	(多少)寄与している	どちらとも言えない	寄与していない
業務遂行能力の向上	51%	39%	10%
企画立案能力の向上	50%	40%	10%
施策目的の達成	48%	43%	9%

(2) 担当理事制の運営等の見直し

検証結果を踏まえ、選定テーマ及び運営体制等の見直しを行った。(20.3 実施)

【計画どおり実施】

《見直しの内容》

県の政策課題として重点的に取り組む必要がある次のテーマについては、担当理事制を継続し、現行システムにより部局横断的な取組みを行うこととする。

- ・「総合的な安全管理」
- ・「過疎・中山間地域の振興」
- ・「子どもに関する施策」
- ・「福島空港の利活用促進」

次のテーマについては、「概ね所期の目的を達成したものと考えられること」などから、担当理事制を解消することとするが、引き続き、既存の仕組み等を活用し、部局横断的な取組みを実施することとする。

- ・「総合的な水管理」
- ・「まちづくり推進」

「観光交流」及び「文化・スポーツ」については、特に重点的に取り組む必要がある部局横断的な政策課題に対応するため、平成20年度から新設する「観光交流局」及び「文化スポーツ局」に、部長相当職の局長を配置するとともに、現行担当理事と同等の権限を付与することにより、部局横断的な取組みを行うこととする。

成果目標に対する効果

「局」の新設を行い、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを構築した。

今後の取組み

平成20年度取組項目

試行・検証・本格実施

「局」による柔軟かつ自律的な組織運営を行う。

20年度末成果目標

効果的な組織運営が可能となるような仕組みについて、引き続き、研究を進める。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域				
取組の内容						
<p>それぞれの職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、住民の多様な価値観、物事の見方、とらえ方等をネットワークで交差させるデータベースを整備することにより、組織横断的に課題解決を図る仕組みを構築します。</p> <p>データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築 構築の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の部署の情報も交差する視点 ごく小さな問題意識でも交差する視点 職員の接遇などの視点 個人情報保護の観点等からのルールづくり <p>【成果目標】</p> <p>職員が出張等において県民から寄せられた意見を、その都度登録するなどの視点を基本として、平成18年度中にデータベースを構築し、住民の声や知恵を出発点にココに連携する業務運営と意識の醸成を目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住民の声の交差点の構築		→				
情報の交流		→				→
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築

1 システム構築の検討

10月 具体的な仕組み及び入力システムの検討

（主な検討・実施内容）

入力者及び閲覧者の範囲についての検討

中傷誹謗を防ぐ具体的なチェック体制についての検討

入力された内容への対応方法の検討

入力システムの試案作成・調整

3月 具体的な仕組み及び入力システムの構築

（主な内容）

県のイントラシステムを利用した入力システムの構築

当面は入力及び閲覧については全職員対象とし、住民への公開は行わない。

具体的なテーマ案の設定

全部局の事業の中から、県有財産の最適活用などのテーマ案を選定

システム名称案の検討

【取組みに遅れ】

成果目標に対する効果

目標であった平成19年度中の運用が実現できなかったことから、平成20年度前半の運用を目指す。

今後の取組み

平成20年度取組項目

データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築

4月 行革主任会議においてシステムの周知・テーマ案の提示

5月 さらなるテーマ案の募集・担当課との協議

システム名称の決定

職員への周知開始

テスト運用開始

随時、新しいテーマ案の募集・テーマ設定を実施

1～3月 テスト運用の結果総括

次年度の本格稼働へ向けた検討実施

次年度の本格稼働へ向けたシステムの構築・職員への周知

20年度末成果目標

21年度の本格稼働に向けたテスト運用の実施

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(4) 成果重視型事業展開	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>地域住民にとって事務・事業の成果がわかりやすい行政システムを確立するため、地域住民等からの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるよう、次の取組みを行います。</p> <p>事務・事業の成果をわかりやすく発信 「すべての人にとって安全・安心で利用しやすい」というユニバーサルデザインの考え方を基本として、各部局の各事業について、共通事項の洗い出しや用語の統一、様式の統一等により、わかりやすい情報発信の取組みを進めます。</p> <p>事務・事業モニタリング制度の検討・導入 各事業において個別に対応している「住民の意向反映」の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組みを検討し、導入します。</p> <p>【成果目標】 ユニバーサルデザイン推進指針やホームページ作成ガイドライン等に基づくことを前提として、事務事業の成果のわかりやすい発信とその検証・改善に取り組みます。 さらに、地域住民等からの意見反映を可能とするモニタリング制度の平成19年度導入を目指します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事務事業の成果のわかりやすい発信					→
	事務事業のモニタリング制度	検討	導入			→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

事務・事業の成果のわかりやすい発信

外部委員から成る「福島県事業評価委員会」の効率的運営により、多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上と県民にわかりやすい事業評価の発信に努めており、平成19年度においては、県民にわかりやすい事業評価の発信に努めるため、様式等の見直しを検討し、施策総合評価表と個別事業評価表を一本化し、施策単位で事業評価も一覧出来るよう様式を改善した。

【計画どおり実施】

事務・事業モニタリング制度の検討・導入

事務・事業モニタリング制度を検討するに当たって、既存の住民の意向反映に向けた総合的な取組みについて、その状況を確認した。

県ホームページ上に「政策評価のページ」を設け、事業評価の結果について、個別施策・事業ごとに公開し、評価対象となった事務事業について県民が随時モニタリングできる体制を整えており、県民からの意見・提案を随時受け付けている。

県ホームページ上に「県民提案コーナー」を設け、電子メール、手紙等により、随時提案を募集している。寄せられた提案は、それぞれの施策・事業への具体的な反映について検討・実施した上で、提案者には速やかに回答を行い、内容をホームページ上で公開している。

【優先すべき取組を先行】

成果目標に対する効果

事業評価については、住民への分かりやすさの観点から発信方法の見直しやホームページのリニューアル等に取り組んできた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

事務・事業の成果のわかりやすい発信

引き続き、外部委員から成る「福島県事業評価委員会」の効率的運営により、多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上と県民にわかりやすい事業評価の発信に努める。

専門用語、共通用語等は、具体的な作業の中でわかりやすい発信に努める。

事務・事業モニタリング制度の検討・導入

既存の取組みの効果等についての検証を加えながら、新たなモニタリング制度導入の可否を踏まえた住民の参画機会を加速させる手法の検討を引き続き進める。

20年度末成果目標

分かりやすい発信を引き続き実施しながら、住民が参画しやすい環境づくりを進めるための仕組みを検討する。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(5) 地域に役立つ研究開発の推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				各部局、各試験研究機関		
取組の内容						
<p>次の基本的考え方に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や市町村に対する研究成果発表の機会を広く設定 ・住民や市町村の意向を踏まえた研究内容の検討 などの取組を通じ試験研究機関における研究を住民や市町村により身近なものとしていきます。 <p>《基本的考え方》</p> <p>試験研究に係る住民理解の促進に向けた研究成果の発信</p> <p>住民の意向を踏まえた研究成果の評価</p> <p>住民や市町村と連携した取組みの拡充による住民に身近な試験研究の実現</p> <p>また、更なる研究レベルの向上と地域貢献を図るため、機動的な研究体制の構築等、試験研究機関のあり方について検討します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>市町村・住民から試験研究への要望を収集するとともに、課題の設定及び研究成果について、消費者代表等を加えた評価制度へ移行し、地域に役立つ研究開発を推進します。</p> <p>新たな制度導入とあわせ具体的な成果目標を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
試験研究機関の研究成果の発信		検討 ----->	実施			
住民の意向を踏まえた研究成果の評価		検討 ----->	実施 ----->			
住民や市町村と連携した取組みの拡充		検討 ----->	実施			
試験研究機関のあり方検討						
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

消費者代表等を加えた評価制度

科学技術調整会議の下部組織として位置づけている研究機関検討会の試験研究機関を評価する取組みのひとつである外部評価アドバイザー会議において、住民からの視点を加味するために、今年度よりアドバイザーとして新たに消費者代表を加えて評価を行うこととした。

ここで評価された市場化に向けた研究の必要性、地場産業振興への効果などを踏まえ、試験研究の方向性の再定義を行った。

商工労働部：ハイテクプラザ

試験研究機関の研究成果の発信

【計画通り実施】

7月～ ハイテクプラザ及び3技術支援センターにおいて「研究成果発表会」を開催。研究成果要旨集はわかりやすいように従来どおり平易な表現を用いるとともに、パネル展示も行った。

8月 ハイテクプラザにおいて「集まれっ！ハイテクプラザ」を開催し、685名の参加を得た。施設を公開し、研究成果の発信と、サイエンス教室、公開実験室などを通じ、試験研究機関を身近に感じてもらった。

12月 県内の産学官連携の促進するため、ハイテクプラザ等が所有する技術シーズをデータベース化し、「福島県産学官連携テーマデータベース」としてホームページを公開した。

県内各地で以下の技術相談会・事業説明会を開催、産業交流会へ出展し、ハイテクプラザの研究成果を県内一円に積極的に発信した。

産学官交流のつどい	7月 6日	福島市	216(名)
南会津郡内製造意見交換会&ハイテクプラザ技術相談会	8月 8日	南会津町	65
郡山地区商工会第2回ビジネスフェア夢商い	9月 9日	郡山市	900
しらかわ広域ビジネスフェスタ2007	9月 9日	矢吹町	1,500
ふくしまユニバーサルデザインフェア	9月28日	郡山市	11,000
人権啓発フェスティバル	10月 7日	郡山市	52,000
いわき産業創造館オープニングイベント	10月25日	いわき市	64
会津ブランドものづくりフェア	10月27日	会津若松市	21,700
ハイテクプラザ 技術相談&事業説明会 in 白河	11月 8日	白河市	40
メディカルクリエーションふくしま2007	11月16日	郡山市	3,733
ハイテクプラザ技術相談会 in 相双	12月 5日	南相馬市	11
第2回南会津郡内製造意見交換会	2月 8日	南会津町	68
ふくしま産業交流フェア	2月22日	福島市	2,326
二本松市企業間交流会	2月26日	二本松市	120

住民の意向を踏まえた研究成果の評価

【計画どおり実施】

9月 大学教授等専門家からなる研究評価外部アドバイザーに消費者代表を加え評価案に対する意見を聴取した。

住民や市町村と連携した取組みの拡充

【計画どおり実施】

関係する住民からの要望に基づいた研究を実施している。また、研究成果については、外部評価委員による評価等を行い、成果に対する満足度、今後の活用、事業に対する意見などを聴取し、以後の取組の検討材料としている。

- 1 公募型新規創出プロジェクト事業
公 募 先：本県及び市町村関係機関における募集要項の配布、本県 HP における募集
公募内容：新たな産業創出を目指し、事業化の可能性の高い、次年度に実施する研究
シーズを募集。ハイテクプラザと共同研究を行えることを条件とする。
- 2 戦略的ものづくり技術移転事業
1に同じ。ただし、より緊急に解決すべきものを対象とし当該年度内に研究開発を行う。
- 3 地域活性化共同研究開発事業
募集方法：年間 4,000 件弱の技術相談、出前技術相談アンケート、企業訪問等から
随時意見を吸い上げ、研究課題や企業ニーズを的確に把握
研究内容：県内企業が直面する課題解決のための研究、競争力を有する商品開発
- 4 ニーズ対応型研究開発事業
3に同じ。ただし、比較的小規模なもの。

試験研究機関のあり方の検討 【計画通り実施】

11～2月 公募型ものづくり短期研究開発事業に過去参画した企業を訪問し、対面で聞き取り調査を行い、試験研究機関のあり方について検討した。

成果目標に対する効果

現在の取組み（住民等の要望に基づいた研究、外部評価委員による評価）に加え、さらなる改善に向けた検討を進めることができた。

農林水産部：農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

試験研究機関の研究成果の発信 【計画どおり実施】

- 4～3月 農業総合センターの成果展示室を活用し、農林水産研究機関の研究成果を一般県民にわかりやすく展示、説明を行った。
- ・ 常設大型液晶ディスプレイによる農林水産研究成果の紹介
 - ・ 展示パネルや実物による研究成果の展示説明
- 5,8,11,2月 一般県民向けの情報誌「ラウンド農ふくしま」を平成 18 年度に引き続き発行した。（配布先：7 地方振興局、県立図書館、博物館、美術館、市町村などに配布）
1,000 部 / 回、各所の一般来場者への配布を目的とした。
- 6～10月 各試験研究機関で開催する参観デー（8-10 月）や食と農の絆づくり運動など（6,8,9 月）において試験研究成果を展示し、来場者への説明を行った。
- 2～3月 農林水産業者等を対象に、各研究所ごとに研究成果の発表会を開催した。（農業、果樹、畜産、林業、水産（海面）、内水面 計 6 回）

住民の意向を踏まえた研究成果の評価 【計画どおり実施】

9月 大学教授等専門家からなる研究評価外部アドバイザーに消費者代表を加え評価（案）に対する意見を聴取した。

住民や市町村と連携した取組みの拡充 【計画どおり実施】

H18 年に引き続き、試験研究機関への要望を市町村（農業部門以外を含む）へ照会。（実績事例）埴町風呂山公園ツツジ樹勢回復対策は、H18 年度に要望があり現地調査、当面の対策を支援したが、H19 年も継続して現地調査、ハニモアリの食害状況調査、定点株の継続調査を支援している。

農業総合センターの各参観デー等において、一般来場者から農林水産関係試験研究機関への要望（研究テーマ等）についてアンケート調査を実施した。

試験研究機関のあり方の検討 【計画どおり実施】

6月、2月 有識者による農業総合センターの運営に関する懇談会を開催し、研究推進に関

する意見を基に検討を行った。(2回)

成果目標に対する効果

現在の取組み(研究成果の発信等)に加え、さらなる改善に向けた検討を進めることができた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

商工労働部：ハイテクプラザ

試験研究機関の研究成果の発信

7月～ ハイテクプラザ及び3技術支援センターにおいて研究成果発表会を開催。
8月 ハイテクプラザにおいて「集まれっ！ハイテクプラザ」を開催。
施設を公開し、研究成果を発信。
9月～ 出前技術相談・事業説明会の開催、産業交流会への出展を7回程度実施。
成果物やポスター展示を行い、ハイテクプラザの研究成果をわかりやすく紹介。
通年 ホームページの見直しによる情報発信の拡大と、電子メールを利用した企業サポートの実施(電子メールによる相談対応等)、福島県産学官連携テーマデータベースへの研究成果の継続的公表。

住民の意向を踏まえた研究成果の評価

9月 平成19年度に引き続き、大学教授等専門家、消費者代表からなる研究評価外部アドバイザーによる評価を実施する。この際、消費者代表にはこれまで以上に消費者の目線に立ち、消費者関連の問題等を熟知したアドバイザーを登用する。

住民や市町村と連携した取組みの拡充

平成19年度に引き続き、公募及び企業ニーズに基づいた研究開発を実施する。
また、評価結果等を踏まえ、事業実施の方法などについて、今後も改善を加えていく

試験研究機関のあり方の検討

2月 平成19年度に引き続き実施する。また、業務運営委員会を通じて有識者の意見を、アンケート・対面調査を通じて企業の意見・要望等を汲み上げる。

20年度末成果目標

現在の取組み(研究成果の発信、住民等の要望に基づいた研究、外部評価委員による評価)に加え、住民の意向を汲み上げた研究の実施方法の検討、成果の評価制度の見直しを進める。

農林水産部：農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

試験研究機関の研究成果の発信

4月～ 農業総合センター成果展示室での発信情報を更新するとともに一層住民に理解しやすい成果展示を実施する。

住民の意向を踏まえた研究成果の評価

9月 大学教授等専門家からなる研究評価外部アドバイザーに消費者代表を加え評価(案)に対する意見を聴取する。

住民や市町村と連携した取組みの拡充

4月～ 住民や市町村からの要望を一層広く聴取するため、手法や内容の改善を行う。

試験研究機関のあり方の検討

7月～ 19年度に引き続き有識者懇談会を実施し、試験研究機関のあり方を検討する。

20年度末成果目標

現在の取組み(研究成果の発信、住民等の要望に基づいた研究、外部評価委員による評価)に加え、住民の意向を汲み上げた研究の実施方法の検討、成果の評価制度の見直しを進める。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(6) 戦略的広報の推進	中心となる領域等				
		知事公室				
取組の内容						
<p>連携・協働の前提となる情報の共有化を図るため、次により効果的・効率的な広報に取り組めます。</p> <p>○ 部局横断の視点から、広報広聴企画会議などを活用しながら、広報の内容・時期・媒体等について全庁的な調整を行います。</p> <p>○ 県の重点施策と連動した重点広報分野を設定するとともに、広域的プレスリリース配信サービスなど新たな広報媒体なども活用しながら、国内外に向け効果的・効果的な情報発信に取り組めます。</p> <p>*広域的プレスリリース配信サービス：通信社が有する国内外メディアへの配信網を活用し、瞬時、同時に広域的な情報提供を行う配信サービス。</p> <p>【成果目標】 平成18年度から、部局横断的な視点からの全庁的な調整による広報を展開するとともに、検証・改善の取組みを進めていきます。 また、新たな広報媒体等を活用した情報発信を平成18年度より導入し、県内外はもちろん、国内外のマスコミ等への情報提供件数の17年度比10%増を目指します。 (173, 757件 18年2月現在)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全庁的な調整の実施						→
効果的な情報発信の取組み						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 全庁的な調整の実施
戦略的な広報
県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、各種媒体を通じて重点的な広報活動を行った。 【計画どおり実施】
- 2 効果的な情報発信の取組み
広域的プレスリリースの活用
全国のマスコミに効果的に情報を発信するため、民間の広域的プレスリリース配信サービスを利用し、効率的・効果的な情報発信を行った。
・広域プレスリリース配信サービスの19年度利用実績：24件 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

部局横断的な視点からの全庁的調整による広報について効果的に展開するとともに、検証・改善の取組みを進めた。

また、民間の広域的プレスリリース配信サービスを利用した情報発信を行った。なお、国内外のマスコミ等への情報提供件数は17年度比101%であった。
(4,252件 20年3月末現在 / 4,197件 18年3月末現在)

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 全庁的な調整の実施
戦略的な広報
各部局の企画主幹等で構成する広報広聴企画会議において確認された平成20年度県政広報基本方針に基づき、県の重点推進分野と位置づけられた各項目について重点的に広報するなど、より戦略的、効果的な広報活動を行う。
- 2 効果的な情報発信の取組み
多様な媒体による情報発信
平成18年度から利用を開始した広域的プレスリリースを引き続き積極的に利用していくほか、知事の定例記者会見については、ホームページによる動画配信を引き続き行うなど、多様な媒体を利用した情報発信を進める。

20年度末成果目標

部局横断的な視点からの全庁的調整による広報について効果的に実施するとともに、検証・改善の取組みを進める。

また、国内外のマスコミ等への情報提供件数を17年度比5%増とする。
(目標 4,407件 / 4,197件 18年3月現在)

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				人事領域、各部署		
取組の内容						
<p>職員が、NPOやボランティア活動だけでなく地域のお祭りなどの活動に自発的に参加できるよう、様々な面から方策を検討し、「参加しない・参加できない職員」から、「参加する・参加できる県職員」への転換を目指します。</p> <p>また、住民組織と県がお互いの業務・活動を理解し、改善を図っていくために、業務体験を相互に実施するなどの双方向的な交流について検討します。</p> <p>平成17年度より取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」について、出先機関との業務連携を検討するなどにより、職員の自主的取組みを促進します。</p> <p>実践内容</p> <p>職員の自主的な地域活動参加促進方策の検討・導入</p> <p>住民組織等との業務体験交流の検討</p> <p>地域づくり応援の取組み（ふるさと町村応援隊）</p> <p>【成果目標】</p> <p>住民の声や知恵を出発点とする業務運営を通して職員の意識改革を醸成し、地域活動参加促進方策等の仕組みを検討・導入し、その結果として地域との関わりを持つ職員職員 約7割（H16年職員アンケート）の拡大を目指します。</p> <p>ふるさと町村応援隊については、その取組みを拡充します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員の地域活動参加 仕組みの検討 導入		→	→	→	→	→
双方向業務体験交流制度 仕組みの検討		→	→	→	→	→
ふるさと町村応援隊 取組み拡充		→	→	→	→	→
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討
具体的な仕組みの検討については、「住民の声の交差点」や各地域連携室等における取組みと併せて実施の方向 【取組みに遅れ】
 - 2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討
仕組みの検討については、前記1の検討と併せて実施の方向 【取組みに遅れ】
 - 3 地域づくり応援の取組み拡充(ふるさと町村応援隊)
 - (1) 平成19年度「福島県ふるさと町村応援隊」名簿の更新、関係機関へ名簿の送付
 - (2) 平成18年度における活動実績の調査
 - ア 応援隊の隊員数
平成19年度：363人(平成18年度：366人～合併による減)
 - イ 活動実績
平成18年度の実績は次のとおり。(平成19年度については現在調査中)
 - ・各種相談対応・・・19件
 - ・イベント等のPR活動・・・60件
 - ・各種アドバイス・・・5件
 - ・その他・・・43件
- 【おおむね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

ふるさと町村応援隊については、職員の自主的な取組みであり、意識面からも一定の成果が見られている。

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討
- 2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討
・「住民の声の交差点」や各地域連携室等における取組みを踏まえながら検討。
- 3 地域づくり応援の取組み拡充(ふるさと町村応援隊)
・地域連携室等、出先機関の業務連携の可能性について検討(総務部)。

20年度末成果目標

- ・職員の地域参加促進に向けた検討の継続。
- ・ふるさと町村応援隊の取組み成果を踏まえた、地域課題に向き合う職員の意識づくり。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(8) 分権宣言進化プログラムの定着化 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		市町村領域、人事領域 各地方振興局 県民環境総務領域、知事直轄				
取組の内容						
<p>分権宣言進化プログラムの定着化を図るため、次により取り組みます。</p> <p>1 住民、市町村、県連携による「分権を育てる講座」の実施 地方分権とは何か、どのような分権を目指していくべきか、住民はどのように自治に関わっていくかなど、プログラムの目指すものについて、座学ではなく議論を中心とした講座を住民や市町村と連携して開催し、地域に根ざした地方分権の確立を目指します。 NPO やボランティア団体、市町村などが開催するイベントや会議等、様々な機会をとらえて議論の場として議論の場として活用させていただくなど、柔軟に検討。</p> <p>2 職員を対象とした講座の開催 上記の取組みに先行させて、職員を対象とした講座を開催し、職員の分権意識の醸成を図ります。</p> <p>3 分権広報活動の実施 県内に広く分権意識が浸透されるよう、行政から発信するという単方向の広報ではなく、『双方向、かつ、発信自体も住民組織やボランティアが担う』など、機能的・能動的な分権広報活動を展開します。</p> <p>【成果目標】 分権宣言進化プログラムの目指すものや地域連携室の取組みについて、住民、市町村、県職員の理解を深めるため、平成18年度においては各地方振興局単位に講座を開催するとともに、19年度以降、検証・改善による取組みを積み重ねていく。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
分権を育てる講座 情報収集・仕組み構築 講座の実施		→				→
職員を対象とした講座						→
分権広報活動の実施						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 分権を育てる講座の実施
4～3月 講座(説明会、懇談会、講演会を含む)等27回実施
【計画どおり実施】
- 2 職員を対象とした講座
4～3月 説明会等9回実施(うち4回は「分権を育てる講座」と同時実施)
【計画どおり実施】
- 3 分権広報活動の実施
7月 道州制ホームページの開設と住民意見の募集
2～3月 「地方分権スクール」を県内3方部(会津若松市、郡山市、いわき市)で開催
第1部 講演:読売新聞 編集委員 青山彰久氏
第2部 事例発表:地域づくり団体代表者等 3名×3方部
第3部 パネル:講師と地域づくり団体代表者、会場の参加者を交えたフ
リーディスカッション
【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・第二期地方分権改革の初期段階における各種の話題を提供しながら、住民の視点を重視した分権の理解促進に努めた。
- ・「地方分権スクール」では、県内各地における地域づくり団体の代表者との分権をテーマとした議論を展開することにより、会場参加者をはじめ多く県民の皆様に対する分権広報を実施することができた(県内3会場で約200名の参加を得た)。

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 分権を育てる講座の実施
4～3月 講座(説明会、懇談会、講演会を含む)の随時の開催
- 2 職員を対象とした講座の開催
「分権を育てる講座」の開催に職員が参加する形を基本として随時実施
- 3 分権広報活動の実施
19年度取組み実績を踏まえた新たな開催手法を検討のうえ随時開催

20年度末成果目標

平成20年度は、政府の地方分権改革推進委員会による勧告が予定されるなど第二期地方分権改革が本格化することが見込まれる。このような重要な時期となるため、分権改革の議論や動きを広く県民や職員と共有することに努めながら、引き続き住民の目線による地方分権の浸透、確立のための取組みを重点的に進めていく。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、企画調整総務領域 地域づくり領域				
取組の内容						
<p>地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行う具体的な戦略としての広域連携総合推進戦略を策定し、推進します。</p>						
<p>【成果目標】 平成18年度において、既存の広域連携の取組みの検証や広域的課題の抽出を行い、基本的考え方をとりまとめます。そのうえで、関係各県とも調整を図りながら総合的な連携・調整の戦略を策定し、個別テーマごと取組みを推進します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	基本的考え方・戦略策定	→				
	戦略		-----→			
	戦略			-----→		
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 広域連携・広域自治体のあり方の検討

平成18年度の全庁調査において戦略ごとの類型化（特定戦略型、共同研究型、情報共有・実務研修型、防災協定、合同取締等実施型、総合型）を図った各種広域的取組みの状況をフォローアップするとともに、隣接県との具体的検討の場として、北関東磐越五県知事会議の構成県と広域連携や広域自治体のあり方に関する考え方や取組みなどについての情報・意見交換を行った。（10月・新潟市）

2 広域連携の具体例

<北関東磐越五県知事会議（福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県）> 総合型

県境を越えた広域的な行政課題への対応や真の分権型社会の実現に向けた広域的な連携の強化、環状の高速道路網を活用した新たな取組みの検討を目的に平成16年度から開催。平成19年度の主な実績は以下のとおり。

- ・「高速自動車国道の整備促進と利便性向上について」国土交通省と東日本高速道路(株)へ要望
- ・H19.7.16 発生の新潟県中越沖地震における支援（仮設トイレなどの救援物資や職員派遣）
- ・H19.6.29 に「北関東磐越五県広域観光推進協議会」を設立

<東北観光推進機構> 特定戦略型

東北観光の知名度向上と国内外からの観光客の誘致を促進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与するため設立された。組織の概要、主な取り組みは以下のとおり。

- ・設立：平成19年6月7日（事務局は東北経済連合会内）
- ・構成メンバー：東北6県＋新潟県＋仙台市（職員は各縣市1名派遣）
- ・主な取り組み：東北広域観光モデルルートの開発
中国広州市での東北観光プロモーション活動
上海世界旅遊資源博覧会（WTF）への東北PRブース出展

成果に対する効果

- ・現状での各取組みにおいては概ね効果的な広域連携が図られている。
- ・広域連携や広域自治体のあり方に関する隣接県との情報・意見交換の場を設けることができた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

1 基本的考え方

部局横断、地方分権推進、効率的行政運営の観点から、新たな課題等を発掘するとともに、引き続き広域連携を推進する。

20年度末成果目標

さらなる検討と隣接県等との情報・意見交換の実施

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(1) 県民運動の推進	中心となる領域等				
		県民環境総務領域				
取組の内容						
<p>県民活動の一層の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 第 期県民運動の推進 第 期県民運動（平成 14 ～ 18 年度）については、全体計画に基づき県民運動推進会議の構成団体や地域づくりサポート事業取組組織等との連携を強化しながら県民活動への支援等を実施します。</p> <p>第 期県民運動全体計画に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進委員会による県民運動の推進 ・ 県民運動推進拠点「オフィスうつくしま」の継続設置・運営 ・ 県民活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> 情報収集・提供、活動助言 顔の見えるネットワークづくりの推進 <p>2 第 期県民運動全体計画の策定・推進 これまでの取組みを分析・総括のうえ、大量退職時代の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、第 期県民運動（平成 19 年度～）の全体計画を策定し、推進します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>フィールドワーカー等活動件数 年間 500 件 （平成18年度まで） 県民運動活動者数 年間 5,000 人 （平成18年度まで） 第 期全体計画の策定を踏まえ、平成 1 9 年度以降の具体的な成果目標を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度
第 期県民運動の推進		→				
第 期県民運動全体計画の策定		→				
第 期県民運動の推進						→
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動応援人「フィールドワーカー」：県民が活動している現場（フィールド）に出向き、アクティブに情報収集や提供を行い、活動をコーディネートする専従スタッフ ・ 県民運動活動者：「美しいふくしま」をつくるために主体的に活動する人 				

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 新たな県民運動全体計画の策定

(1) 「新たな県民運動検討委員会」による検討

「新たな県民運動検討委員会」を設置し、県民参画を促す新たな県民運動のあり方等について検討するとともに、「新たな県民運動計画書(案)」を策定した。 【計画どおり実施】
検討委員会 7回開催(5月～2月)

(2) 新たな県民運動計画の策定

平成20年3月に“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議を開催し、「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動『100年後も... いきいき ふくしま うつくしま』計画書」を策定した。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

目標どおり「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動『100年後も... いきいき ふくしま うつくしま』計画書」を策定した。

運動の趣旨

行政だけではなく、県民、NPO、企業及び各種団体など、県内のあらゆる主体が有機的なつながりを持ち、積極的な参加の下に、その知恵と行動力を結集させて「ふくしまの地域力」を磨いていくもの

重点テーマ

子育てしやすい環境づくり、 地域コミュニティの再生、 環境問題への対応

今後の取組み

平成20年度取組項目

1 「100年後も... いきいき ふくしま うつくしま」の推進

(1) 各種事業による推進

県民運動推進大会、「住民による新たな県民運動円卓会議(仮称)」構築支援事業、子どもからの県民運動展開事業、ホームページの運営等により運動を普及啓発し推進する。

(2) 推進母体による推進

「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議」を4月に設立し、運動としての全県的な普及啓発、推進を図る。

20年度末成果目標

「住民による新たな県民運動円卓会議(仮称)」構築数 20件

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大						
取組項目	(2) ボランティア・NPOとの協働推進			中心となる領域等			
				県民環境総務領域 生活福祉領域			
取組の内容							
<p>ボランティア・NPO とのより一層の連携・協働の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 「協働推進アクションプログラム(仮称)」の策定・実行 骨子(案)</p> <p>1 NPOとの意見交換・協議の場づくり NPOが活動を通して発見したニーズを施策や事業の企画立案に生かすため、NPOと担当部局が意見交換、協議を行う場を整備</p> <p>2 庁内協働推進体制の整備 NPOからの提言・提案を施策立案段階に生かすため、NPOからの提案を受け取る窓口やNPOと行政との橋渡しをする協働推進担当の配置などを検討</p> <p>3 協働事業の評価システムの構築 協働事業のプロセスや成果などについて、NPO、行政双方が評価できるよう、協働事業評価システムを構築</p> <p>4 職員及びNPOの意識改革の促進 NPO・行政の双方が協働について相互理解と共通認識に立って、協働に取り組んでいくための研修を充実</p> <p>2 「活動拠点整備の支援」(市町村ボランティアセンターの整備) 設置を希望する市町村に対し、地域住民がボランティア活動をする上で核となる市町村ボランティアセンターの整備を支援します。 平成17年度末設置見込み数 46</p>							
【成果目標】							
1 連携・協働事業数を平成22年度までに110件にするとともに、連携・協働するNPO数を増やすなど、NPO活動のすそ野を広げる取組みを目指します。							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
協働推進アクションプログラム(仮称)の検討・策定		検討・策定				→	
NPOとの意見交換・協議の場の整備		実施				→	
庁内協働推進体制のあり方検討・推進			実施			→	
協働事業の評価システムの検討・推進				実施		→	
職員及びNPO双方の意識啓発						→	
設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援						→	
備考	連携・協働事業数 年度別目標値						
	H16	H17(見込)	H18	H19	H20	H21	H22
	85	82	90	98	104	107	110

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 「協働推進アクションプログラム」の実行

(1) NPOとの意見交換・協議の場づくり

アクションプログラムに基づき、協働の窓口を明確にし、各部局に協働推進主任を置くなど、NPOと県が意見交換等を行う体制を整備した。

また、県民文化グループが、NPOを訪問調査し意見交換を行った。

【計画どおり実施】

(2) 庁内協働推進体制の推進

プログラムに基づき、平成19年4月に「NPOと県との協働推進庁内連携会議」及び「協働推進主任」を設置するとともに、職員向けのアクションプログラム説明会を開催し、協働を推進(庁内各グループ約90人が出席)。

【計画どおり実施】

(3) 職員及びNPO双方の意識啓発

- ・NPOと行政が共に学び、共に協働を理解するセミナーを開催

平成20年1月・2月、県内3方部で開催：NPO・市町村・県、約100人出席

- ・市町村と県が協働推進策や協働の課題等について意見交換を行う会議を開催

平成19年11月・12月、県内4カ所で開催：市町村・県出先機関、約80名出席

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

事業数は順調に推移しており、NPOとの協働推進が図られている。

- ・平成19年度連携・協働事業数 実績：103件(見込み)

平成19年度目標：98件(平成18年度以前からの継続分も含む)

平成22年度末までの目標：(前年度以前からの継続も含み)年間110件

2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援

【計画を変更して実施】

- (1) 「市町村ボランティアセンター活動事業」として、県からボランティアセンター設置市町村に対する補助を予定していたが、国庫補助金交付要綱改正により国から市町村へ直接補助されることとなったため、県として財政面での支援は行わなかった。

平成19年度から国庫補助金交付要綱改正

国1/3、県1/3、市町村1/3 国1/2、市町村1/2

しかし、会議等においてボランティアセンター整備の重要性について周知等を行い、ボランティア活動の促進に向けた環境づくりを推進した。

- (2) 既存する市町村ボランティアセンターの機能充実については、国の「地域福祉等推進特別支援事業」の活用を促進した。

成果目標に対する効果

- ・ボランティアセンター設置市町村数：51市町村〔新規設置1町〕

- ・地域福祉等推進特別支援事業：活用市町村数5

今後の取組み

平成20年度取組項目

1 「協働推進アクションプログラム」の実行

アクションプログラムの内容を踏まえ、NPOと行政の協働推進についての全庁的な共通認識の浸透と今後の協働による地域づくりの推進を図っていく。

(1) NPOとの意見交換・協議の場づくり

ふくしま県民活動支援センターの「協働ワークショップ」等を活用しながら、NPOと事業担当課が自由に意見交換、協議を行うことのできる場を、様々な機会をとらえて設定していく。

また、文化振興課においては、NPOを訪問調査し意見交換を行うことにより、今後の協働推進施策等の参考としていく。

(2) 庁内協働推進体制の推進

「NPOと県との協働推進庁内連携会議」及び「協働推進主任」を活用し、ふくしま県民活動支援センターの事業と連携しながら協働を推進する。

(3) 職員及びNPO双方の意識啓発

様々な機会を捉えて職員の協働に関する意識の醸成を図っていく。

また、NPOと行政が共に学び、共に協働を理解するセミナーの開催等により、NPOと行政のパートナーシップの構築を推進する。

(4) その他

- ・ 協働推進のための広報活動・インターネットの活用
- ・ 協働関係をレベルアップさせていくPDCAサイクルの具体的システムの検討・試行

2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援

市町村ボランティアセンターが未設置の市町村に対しては、当該機能の有効性について啓発活動を行い、既に設置している市町村に対しては、機能充実の促進を働きかけるとともに、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図る。

20年度末成果目標

- ・ 平成20年度NPOとの連携・協働事業数目標：104件
- ・ ボランティアセンター設置市町村数：52市町村

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(3) 具体の計画策定等への県民参画 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、各部局 各地方振興局				
取組の内容						
<p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」など、今後新たな計画等を住民と連携・協働して策定していく際に、各地域の地域連携室との連携・協力のもと、企画段階からの住民参画を実践する仕組みを構築することにより、県民意見を反映した事業の推進に取り組みます。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」の策定等において住民等の意見を反映をさせる取組みを進めるとともに、その取組状況について、市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画策定への県民参画の推進						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

当該取組項目の対象となる県民参画とは、各部局が平成18年度以降、策定している計画等のうち、従来からの手法であるパブリック・コメントや審議会等の取組みを超える県民参画の手法を用いて策定される計画 **【計画どおり実施】**

企画調整部

「総合的水管理計画」の策定への県民参画の推進

モデル流域計画策定へ向けた県民の参画

「うつくしま『水との共生』プラン」(平成18年7月策定)を推進するため、連携による総合的な取組みのモデルとなる流域計画の策定を県民参画のもと実施した。

流域計画の策定については、対象流域となった夏井川流域内の県民で構成される「夏井川流域の会」が、県(地方振興局等)や地元市町の支援の下、「川ばた会議」等の開催、「夏井川流域一斉水質調査」等の実践活動の実施等を通じて、流域で活動する団体や各分野の地元専門家の意見、流域内の行政機関の意見を取り入れるなどして検討した。

この結果、流域計画を、夏井川流域のより良い水循環(「森・川・海笑顔が見える流域」)を実現するための「夏井川流域行動計画」として、県民参加のもと、平成20年3月に策定することができた。

<「夏井川流域の会」との協働の取組み状況>

準備会：4月21日

運営会議：5月25日、6月26日、7月24日、8月23日、9月20日、
10月20日、11月7日、1月16日

「夏井川流域の会」設立総会：9月8日(緩やかな連携組織から正式な会へ)
川ばた会議：

9月8日(夏井川流域一斉水質調査結果及び水生生物調査結果の発表、流域内の活動団体の紹介)

3月1日(夏井川流域行動計画の説明、講演会、夏井川・仁井田川河口視察)

夏井川流域一斉水質調査：8月5日

夏井川水の旅事前調査：10月20日

また、活動団体等が開催する講習会等に講師を派遣する「出前講座」を実施(3回)するなどにより、他流域における取組みへの県民参画を推進した。

商工労働部

「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」策定への県民参画の推進

「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」は平成20年3月26日に開催した検討委員会での提案を受け、「歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン」と決定した。

「歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン」策定に向けた県民の参画
ビジョン策定のため、福島、会津若松、いわきの3市において実施した「歩いて暮らせるまちづくり社会実験」において、県民の参画を図った。

< 社会実験実施期間中のアンケート調査 >

- ・ 調査対象：調査対象日の来街者
- ・ 調査方法：来街者に対しアンケートを聞き取りにより実施。
- ・ 調査内容：まちなかへの交通手段、実験への評価、まちなかの店・施設要望等
- ・ 調査結果の反映：得られた結果をまちづくりビジョン策定の参考とする。

(1) 福島市

調査日時：平成19年10月20日(土) 10:00~15:00

回答者：273名

(2) 会津若松市

調査日時：平成19年10月 6日(土) 10:00~15:00

回答者：206名

(3) いわき市

調査日時：平成19年10月27日(土) 10:00~15:00

回答者：319名

成果目標に対する効果

計画等策定の過程における県民の参画を図ることができた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

これまでの取組みの成果を踏まえながら、各種計画等策定の過程における県民参画を推進する。

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(4) アウトソーシングの着実な推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				人事領域		
取組の内容						
<p>次により、アウトソーシングの着実な推進を図ります。</p> <p>1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み 平成 18 年度までを集中取組期間とする実行計画を着実に推進するとともに、環境変化や進捗状況等を踏まえ見直しを行います。</p> <p>2 住民提案型アウトソーシングの実施 事業実施コストの比較を可能とする事務事業の総ざらいを実施するとともに、アウトソーシングを進めるべき業務を住民の提案又は公募によって行う「住民提案型アウトソーシング」を実施します。</p> <p>住民提案の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実状に応じた住民の主体性の発揮が期待できる提案 ・業務の質を高める提案 ・コスト削減につながる提案 ・業務の効率化につながる提案 ・その他、提案された手法や仕組みから高い効果が期待できるもの <p>【成果目標】 アウトソーシング推進実行計画に基づく推進状況を検証し、平成 18 年度中に、コスト削減目標や推進内容の修正等を盛り込んだ実行計画として改訂し、取組みを推進します。 また、住民提案型アウトソーシングの実施により、住民の発想に基づく業務運営手法の確立を目指します</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実行計画への取組み・見直し		推進・見直し	推 進			
		→				
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

実行計画への取組み・見直し

- 1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み 【計画どおり実施】
 - 3月 平成19年2月の改訂において平成19年度中の検討課題とした「現業的業務」の業務運営方法、「福島県版市場化テスト」の導入可能性等検討について、県の方針を決定し、アウトソーシング推進実行計画の一部追補を行った。
 - (1) 現業的業務
 - ・ 各業務ごとに業務内容、必要性等を精査し、外部委託、嘱託員等による対応など今後の業務運営方法を決定した。
 - ・ 特に、「公用車運転業務」については、公用車運転手集中管理基本方針を策定し、平成21年度から公用車運転手の集中管理と業務見直しによる順次の外部委託等を推進する。
 - (2) 福島県版市場化テスト
 - ・ 当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進める。
- 2 住民提案型アウトソーシングの実施 【計画どおり実施】
 - 8月 「分権広報活動事業」、「NPOと行政の協働推進事業」の2事業を対象事業として公募
 - 9月 庁内審査委員会において選考・事業者決定
 - 10～3月 事業実施

公募対象事業名	公募者数	選考結果（契約者）
分権広報活動事業	1	(株)企画室・コア
NPOと行政の協働推進事業		
協働推進セミナー開催事業	2	(特非)いわきNPOセンター
NPOマネジメント講座開催事業	3	(特非)ふくしまNPOネットワークセンター
NPOと協働に関する情報発信事業	3	(特非)ふくしまNPOネットワークセンター

成果目標に対する効果

公用車運転業務等の現業的業務について、今後の具体の方針について決定した。
住民提案型アウトソーシングについては、2事業（業務）を試行的に実施し、NPOや民間企業のアイデアと実践によって、より住民の目線に近い業務運営を進めることができた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

実行計画への取組み・見直し

- 1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み
 - ・ 通年 改訂後（平成20年3月一部追補後）の実行計画に基づいて推進する。
- 2 住民提案型アウトソーシングの実施
 - ・ 前半 平成19年度に実施した「分権広報活動事業」、「NPOと行政の協働推進事業」の効果検証
 - ・ 後半 平成21年度以降の事業実施方法等の検討・再構築

平成20年度末成果目標

改訂後（平成20年3月一部追補後）の実行計画に基づいてアウトソーシングを着実に推進する。

住民提案型アウトソーシングについては、平成19年度に実施した先行事例について、コスト面や住民参画領域の拡大の面等から効果や課題等を分析し、平成21年度以降の事業実施方法等を検討する。

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）に係る仕組みの検討</p> <p>「公共サービス効率化法（仮称）」（通称：市場化テスト法）の導入の状況を見極めながら、次により「福島県版市場化テスト」のあり方及び導入について検討します。</p> <p>検討の項目</p> <p>導入の意義（県民参画領域の拡大、公共サービスのコストと質の改善）</p> <p>国等における運用状況の検証</p> <p>導入する場合の課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の作成 ・対象となる公共サービスの選定 ・コスト情報等の公開 ・職員の処遇 など <p>実施体制</p> <p>実施プロセスに係る透明性、中立性及び公平性確保のための第三者機関の設置 など</p> <p style="text-align: right;">など</p>						
【成果目標】						
制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	導入に係る検討 国等における運用状況検証		→			
	試行・検証・本格実施					→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

導入における検討、国等における運用状況検証

3月 福島県版市場化テストの導入可能性等を検討した結果、以下の方針を決定し、アウトソーシング推進実行計画の一部追補を行った。

《検討の結果（アウトソーシング推進実行計画（平成20年3月追補））》

次の状況を踏まえ、当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進める。

国の省庁では未実施を含めて50程度、自治体では北海道、東京都、愛知県等で数事例みられるのみであり、必ずしも浸透しているとは言えず、むしろ、本県としては現在のアウトソーシングを確実に進めたほうが効果が高いとみられること。

本県は、7つの生活圈ごと地域性・経済性も異なるため、同じ業務であっても、ある地域は民間、ある地域は県直営とまばらになることが容易に想定され、県としての説明責任や効率性の確保に疑問があること。

平成19年度に試行した住民提案型アウトソーシングは、方向性として市場化テスト的な展開も視野に入れられる可能性があるため、この実施結果の検証及び発展の方向性の検討を優先させるべきこと。

【計画どおり実施】

今後の取組み

平成20年度取組項目

導入における検討、国等における運用状況検証
引き続き研究・情報収集を進める。

平成20年度末成果目標

国等における運用状況等の研究・情報収集

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>県民・企業等が新たな取組みを行う際に、その活動が法令等の適用対象となるかどうかを、事前に確認することができるよう、ノーアクションレター制度の導入について検討します。</p> <p>検討の項目 先進事例、運用状況の調査</p> <p>本県への導入の適否</p> <p>仕組み構築・対象法令の洗い出し等（制度導入の場合）</p>						
<p>【成果目標】 制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
制度導入の検討（先進事例の調査等）		→				
試行・検証・本格実施			----->			
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

制度導入の検討（先進事例の調査等）
すでに制度を導入している都道府県の情報公開の状況や運営の手法等についての調査を行った。

（主な調査結果）

- ・ 現在導入しているのは北海道、青森県、福岡県の3都道府県のみ。
- ・ 福岡県は平成14年度、北海道・青森県は平成16年度に導入後、19年度末時点で実績はまだない。
- ・ 随時の情報更新に係る作業については、各都道府県ごとに対応が異なっている。

【取組みに遅れ】

今後の取組み

平成20年度取組項目

制度導入の検討

関係課室と連携を取りつつ、先進事例等をさらに調査し、導入の必要性を含め検討を行う。

1 制度における主な検討課題

- ・ 得られる効果と必要な作業量の検証
- ・ 対象法令等の範囲
- ・ 具体の手続き（照会の対象、照会方法、回答方法等）

2 先進事例の調査等

国及び他県における先進事例等を調査

20年度未成果目標

導入における検討課題の洗い出し

制度上の検討課題、問題点等の洗い出し

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(7) 「自治宣言」の検討・提唱	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>住民が主役であること、市町村が優先すること、住民、市町村、県が協議、連携していくことなど、県を運営する上での基本的な事項について、住民・市町村・県が協働して「自治宣言」として策定することを検討します。</p>						
<p>【成果目標】 策定の検討にあたっては、地域を担っている市町村、住民、NPOを始めとする各種団体等、あらゆる主体との議論を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治宣言の調査・検討		→ (策定する場合詳細計画を策定)				
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

「自治宣言」の調査・検討

「地域密着型地方自治制度研究会議」(7月, 2月)や「地方分権スクール」(2月, 3月 県内3方部で開催)における市町村職員や県民の皆様との議論を参考としながら「自治宣言」の方向性・可能性を模索。

より住民に身近な市町村レベルでは「自治宣言」や「自治基本条例」に取り組む自治体もあるが、都道府県において策定した例はない。

今後の取組み

平成20年度取組項目

「自治宣言」の調査・検討

「地域密着型地方自治制度研究会議」をはじめとする自治・分権関係事業での議論や成果を踏まえながら研究を継続。

20年度末成果目標

県レベルでの「自治宣言」策定の意義も含め、その可能性について引き続き検討する。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、市町村領域、各地方振興局				
取組の内容						
<p>既存の枠組みにとらわれない、より地域の実状を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置し、共同研究を行い、住民のニーズや意見が反映された提言をとりまとめます。</p> <p>なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、よりの確に反映されるよう、各地域の地域連携室と密接な連携のもと取組みを進めます。</p> <p>展開例</p> <p>地方自治法や個別法で画一的に定められている、執行機関制度などの各種制度について、市町村の規模や住民活動の実状等を踏まえ、制度改正等の提言を実施</p> <p>住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言</p> <p>県版特区の検討 など</p> <p>【成果目標】</p> <p>平成 18 年度前半に市町村との連携のもと、地域密着型自治制度研究会議を設置します。</p> <p>研究会議における議論を通じ、毎年度提言をとりまとめ、県において対応すべき事項については、その対応状況を公表するとともに、国に対しては、制度改正や過剰関与撤廃等の働きかけを行います。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研究会議の設置・運営						→
制度提案						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

「地域密着型地方自治制度研究会議」の設置・運営

7月：道州制のホームページの開設

- ・政府や与党、経済団体を中心に進められている道州制論議の状況を整理のうえ、道州制のホームページを開設し情報提供を行った。
- ・同ホームページ内には、道州制に関する意見募集のコーナーを設けることで、住民の意見を募る環境を整備した。

7月：第4回会議

- ・初年度の研究会議結果を振り返りながら、地方分権改革のポイント等を再確認
- ・7月開設の道州制のホームページを紹介し、地方分権および道州制に関する最新の情報を共有のうえ、自治体のあり方等に関する議論を深めた。

12月：アンケート調査

- ・県による過剰関与、道州制等について県職員を対象としたアンケート調査を実施（回答2,703名）

2月：第5回会議（一般公開・参加者約250名）

「地域から発想する地方自治・分権シンポジウム」を開催

第1部 北海道大学 山口二郎教授による講演

「新たな分権改革の課題～地域再生とローカルデモクラシー」

第2部 北海道大学 山口二郎教授、NHK 城本勝解説委員によるパネルディスカッション 「地域から発想する地方自治・地方分権」

成果目標に対する効果

- ・第5回会議は、初のシンポジウム形式（一般公開）により開催。自治体関係者をはじめ県内外から多数の参加をいただいた。
- ・提言・報告等にはまだ結びついてはいないものの、市町村と県が住民の目線から地方自治制度について議論を深めたことの意義は大きく、市町村との意思疎通の面からも効果があった。

今後の取組み

平成20年度取組項目

「地域密着型地方自治制度研究会議」の設置・運営

平成20年度中に3回程度会議を開催する。

テーマとして想定しているもの（必要に応じて外部講師による助言を求める）

- ・道州制議論と広域自治体・基礎自治体のあり方について
- ・国・県の過剰関与、必置規制について
- ・市町村と県の役割分担のあり方について
- ・地方分権改革推進委員会による勧告について

20年度未成果目標

- ・過剰関与や必置規制等について継続的に議論を進めるとともに、20年度中に予定されている政府の地方分権改革推進委員会による勧告等を注視しつつ、引き続き住民の視点で地域から発想する自治制度を構想していく。
- ・ある程度熟したテーマについては取りまとめのうえ、地方六団体等の関係機関に働きかける。

推進項目	- 1 連携・協働の推進	
取組項目	(2)市町村と県の業務連携システムの構築 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等
		人事領域、市町村領域、 地域づくり領域、各地方振興局

取組の内容

市町村と県の業務連携に向け、次により取り組みます。

1 専門的な業務支援システムの構築

専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベース（仮称：専門機能データベース）を構築するとともに、現場主義の観点から市町村との協働による課題解決に向け、組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討します。

2 市町村と県の業務の共同処理システムの検討

市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理のあり方について検討します。

【成果目標】

平成 18 年度において、専門機能データベース及び市町村と県の業務共同処理システムの検討・構築を行います。

構築後は、その運用状況を検証することにより、その改善を図ります。

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
専門機能データベース 構築	→				
運用					→
市町村と県の共同処理 仕組みの検討・構築	→				
導入・実施					→

備考

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 専門機能データベースの構築

データベースの構築に先駆け、オーダーメイド権限移譲の協議過程をとおして、市町村が求める県の専門的支援の把握に努めた。 【優先すべき取組を先行】

成果目標に対する効果

データベース構築に向け参考となる情報の把握。

2 市町村と県の業務の共同処理

市町村の実状に応じた円滑な業務執行体制の確保に資するため、市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方を「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」(平成19年3月)としてとりまとめ、市町村から協議を受ける体制を整えている。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

業務連携を検討する際の考え方、手続等を定めたことにより、県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制が整った。

今後の取組み

平成20年度取組項目

1 専門機能データベースの構築

引き続き市町村の意向把握に努めながら、データベース構築の意義や可能性について検討する。

20年度末成果目標

データベースの必要性を含めた検討を継続する。

2 市町村と県の業務の共同処理

平成19年3月とりまとめの基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

20年度末成果目標

市町村からの業務連携に係る協議に対して、県として迅速な検討を行う。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村と県、県と国の関係において、過剰な関与や必要以上の権限保持・規制等をなくすための取組みを推進します。</p> <p>また、イコール・パートナーの考えに基づいたフラットな連携関係の確立を目指し、問題事例を収集するとともに、問題事例についてはその対応策を部局横断的に検討し、具体的な改善に結びつけます。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>問題事例の収集を行います。</p> <p>問題事例のうち県において対応すべき事例については、その対応状況を公表します。</p> <p>また、国において対応すべき事例については、その改正要望等通じて問題認識の共有化と改善を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
問題事例の収集						→
改善の実践						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

過剰関与等問題事例の収集

- ・地域密着型地方自治制度研究会議の研究資料として、12月に県職員を対象としたアンケートを実施。 回答数：2,703人（イントラネット環境にある職員の約半数弱）

アンケート結果から得られた傾向

(1) 住民や市町村に対する関与の存在

住民や市町村に対して「何らかの関与」があるとした職員は全体の約62.7%

住民や市町村に対する関与

	数値	割合(%)
住民に対してある	1,149	42.51
市町村に対してある	1,425	52.72
特になし	975	36.07
わからない	33	1.22
合計	2,703	

(2) 関与の根拠

約12%の関与が事務連絡や電話連絡のみで根拠が存在しないという結果

関与の根拠(%)

	全体
法令・条例	58.44
国の通知・要綱	12.72
県の規則・通知・要綱	15.59
事務連絡・電話連絡のみ(根拠なし)	12.19
根拠の有無がわからない	1.06

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・18年度の調査では、国との接点があるとした県職員の約6割が国による関与を認識していることが判明したが、その一方において、住民や市町村に対する県による過剰関与の存在が今回の調査により明らかになった。
- ・本調査では、上記のほか国の補助金等との関係なども分析しており、全体的な傾向を「地域密着型地方自治制度研究会議」を通して市町村と共有することができた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

過剰関与等問題事例をさらに深め職員の意識改革を図る取組み

- ・平成18年度から19年度かけて実施した調査により、過剰関与の傾向がつかめたことを踏まえ、「地域密着型地方自治制度研究会議」において具体的な事例に踏み込んで議論を深める。

20年度未成果目標

- ・これまでの調査結果や研究会議での議論の結果について、法制度上の解説を付しながらホームページ上で公表するなどして、過剰関与の更なる縮減に向けた職員の意識改革を図る。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(4) 市町村が策定する計画等への支援	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域				
取組の内容						
<p>市町村に対して策定が求められる各種計画等について、施策目的を実現するための手段としての必要性を市町村の立場に立って判断する手法を検討します。</p> <p>また、策定が必要な計画等については、円滑な策定が図られるよう支援します。</p> <p>併せて国からの文書に関し、個別に県としての考え方を整理し市町村等へ周知する等の取組みを徹底します。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>各担当領域において、市町村に策定が求められる各種計画について、計画の有効性や代替性などの評価項目に基づき必要性を検討したうえで、策定が必要な計画等について、円滑な策定が図られるよう支援することなどにより、市町村の負担軽減を図ることを目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
仕組みの検討・実践		検討	実践			
		→				
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

市町村が策定する計画等への支援の検討

市町村による計画策定を必置とする規定の是非も踏まえながら、平成18年度に実施したアンケート調査（県・市町村職員対象）を参考に、県の支援のあり方等について検討。併せて、地方分権に関する県職員を対象としたアンケート調査を実施（回答数：2,703人）し、県による支援の前提となる県職員の分権に対する基本認識を把握した。

【ほぼ計画どおり実行】

成果目標に対する効果

市町村支援のあり方検討の際に参考となる情報等の整理、把握に努めた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

市町村が策定する計画等への支援の検討

平成18～19年度に実施したアンケート結果を踏まえながら、地域密着型地方自治制度研究会議等において、市町村が計画策定を行う際の支援のあり方と具現化策について、市町村を交えた議論を進めながら、そもそもの策定の必要性等、負担軽減の可能性について研究する。

20年度末成果目標

市町村の意見を参考に個別計画を抽出するなどしながら、具体的な県の支援のあり方について継続的に検討を加える。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(1) オーダーメイド権限移譲の実施 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域 財務領域、各部署				
取組の内容						
<p>県側から移譲可能業務のリストを提供しながら、 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する 市町村が移譲を求める権限を選択できるようにする など 市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行います。 なお、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援します。</p> <p>取組みの内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移譲可能業務リストの作成 県の提示する移譲可能権限へ市町村意見を反映することにより、移譲可能業務リストを作成します。(平成 18 年度) 2 サポート体制のあり方の検討 財源措置(うつくしま権限移譲交付金)のみならず、短期的な人的支援等のサポート体制のあり方について検討します。 3 事務処理特例条例の一本化 市町村への権限移譲の状況の一覧性を確保するため、現在業務ごと個別に定められている事務処理特例条例の一本化を図ります。 <p>【成果目標】 法令及び条例に基づく県の権限数約 4,900 について、移譲可能業務リスト(たたき台)を提示します。たたき台について、市町村との意見交換を通じ、意見の反映をしたうえで、平成 18 年 10 月を目途に県としての移譲可能業務リスト提示し、このリストに基づき、平成 19 年度よりオーダーメイド権限移譲を実施します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
サポート体制のあり方検討・実施		検討 →	実施			→
事務処理特例条例の一本化		→				
オーダーメイド権限移譲の実施						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

オーダーメイド権限移譲の実施

【おおむね計画どおり推進】

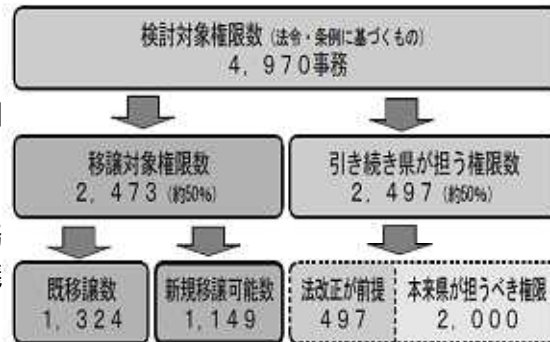
1 市町村による権限の選択と個別協議の実施

平成19年1月に提示（市町村が包括的にまちづくり等を進める観点からのパッケージ案も併せて提示）した権限移譲可能リストをもとに、市町村から移譲希望権限の選択を受けた。

対象22市町村、選択権限数199

2 市町村との個別協議の実施

- ・ 4～5月：移譲を希望した22市町村を個別に訪問のうえ制度全般について説明した。（総務部）
- ・ 6～3月：県関係部局との事前調整（総務部）及び権限毎の具体的な協議の実施した。（各部局）



※ あくまでも市町村の選択によって移譲を行うものであり、県から移譲を強要するものではない。

3 サポート体制のあり方の説明

移譲後の市町村における円滑な事務処理のために支援として、市町村の要望や実績に応じて出張による短期間の職員派遣を実施するための基本的な考え方をH18年度に整理したところ。H19年4～5月の制度全般に関する各市町村への説明の際に考え方を提示した。

4 事務処理特例条例の一本化

リストの整理において、既移譲権限についても一覧性が確保され、条例を整理すると同等の効果が得られることから、当面条例の一本化は行わないこととした。（H19.5）

成果目標に対する効果

- ・ 権限移譲を希望した各市町村との具体的な協議を進めることによって、権限移譲の実現に向けたスタートを切ることができた。
- ・ 権限移譲に当たっての課題や、移譲可能リストにない市町村の希望する権限を把握することができた。

今後の取組み

平成20年度取組項目

オーダーメイド権限移譲の実施

年度中：既選択権限についての市町村との具体的な協議の実施（継続）

協議が整った権限について順次権限移譲

年度前半：市町村の意向等を踏まえた新たな移譲可能リストの作成と移譲希望市町村の把握

20年度末成果目標

- ・ 各市町村から選択を受けた権限について、年度内に具体的な移譲に結びつける。
- ・ 移譲可能リストを更新し、移譲対象権限の拡大、未選択の市町村への浸透を図るとともに、引き続き、市町村の意向を尊重しながら移譲に向けた協議を進める。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(2)地域課題解決に向けた政策法務の充実	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	市町村領域、文書管財領域				
取組の内容						
<p>市町村における課題解決のため、各地域の地域連携室を通じた支援を行うとともに、市町村との意見交流の場を設けます。</p> <p>具体的な内容</p> <p>1 市町村に対する支援</p> <p>(1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援</p> <p>(2) 課題解決に向けた法的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の資質向上（職員研修等）を通じた間接的支援 ・ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換 <p>(参考)</p> <p>県の取組み（再掲 - 1 - (1)）</p> <p>地域課題解決に向けた政策法務体制の整備</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>役割分担の明確化を図りながら、県の専門機能の発揮により、市町村の課題解決に向けた取り組みを支援します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

(1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援

地域連携室地域担当の市町村への訪問活動等を通じ、情報収集及び市町村課題の把握に努め、必要に応じ助言を行った。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

地域連携室の設置、運営及び地域担当の訪問活動等により、住民や市町村に身近な出先機関が、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題に対し、主体となって対応する取組みを進めることができた。

(2) 課題解決に向けた法的支援

県職員の資質向上（職員研修等）を通じた間接的な支援

間接的な支援の一つとして、

6月以降 地域連携室員が、政策法務に係る県と市町村との意見・情報等交換会に参加した。

2月 「県・市町村政策法務担当者情報交換会」に地域連携室員や市町村領域職員が参加した。

県職員参加者数（主催文書法務グループ除く） 35名

通年 県職員を対象とした、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載したウェブマガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、政策法務情報の提供を行った。 6月、8月、10月、12月発刊

【計画どおり実施】

市町村との政策法務に関する意見・情報交換

6月以降 各地方振興局地域連携室が主催して意見・情報等交換会を開催し、管内の市町村や文書法務グループが参加した。 延べ12回開催

2月 県庁において「県・市町村政策法務担当者情報交換会」を開催した。

市町村参加者 34名

【計画どおり実施】

その他、市町村法務に対する県の支援として

7月、11月 町の条例（案）に関して、地域連携室と協力して内容整理に係る助言等の支援を行った。

【計画どおり実施】

政策法務に関する市町村との意見・情報交換会の開催

地域連携室を通じて以下のとおり実施した。

地域連携室	政策法務に関する意見・情報交換会の開催
県北	政策法務に関する県と管内市町村との意見交換会を以下のとおり実施した。 12月19日
県中	第1回地域連携サロン（テーマ：政策法務概論）の開催を受けて、管内各市町村の法務担当者による情報交換会を定例議会1ヶ月前を目途に開催し、各種法律に基づく条例等の制定・改正に関する情報交換を行っている。 8月28日、11月27日、2月18日
県南	法務担当者のネットワークづくりを求める管内市町村からの希望を踏まえ平成18年度から県南地方市町村法務担当者情報交換会を開催した。 6月4日（地域連携室主催）、8月22日（地域連携室主催） 11月16日（西郷村主催）、2月19日（棚倉町主催）
会津	政策法務に関する県と管内市町村との意見交換会を以下のとおり実施した。 11月28日、2月22日
南会津	政策法務に関する県と管内各町村・一部事務組合を対象に、政策法務に係る情報交換会を開催した。 10月10日
相双	市町村と県の法務（法規）担当者が集まり、各団体の状況や課題等について率直な意見・情報交換を行い、担当者の政策法務等への自主的な取組を支援するとともに、市町村間の広域的な連携の促進を図った。 11月26日

市町村条例制定に対する支援

- ・ 広野町企業立地促進条例（平成20年3月19日 条例第2号）
- ・ 南会津町環境基本条例（平成20年1月31日 条例第1号）

成果目標に対する効果

県職員に対する研修等とあいまって、県職員の法務能力の向上が図られたとともに、参加した市町村職員には、意見・情報交換の場の設定や政策法務への取組みの重要性の認識が高まり、一部の連携室管内では情報交換会が市町村の持ち回りで開催される試みもなされた。

また、この情報交換会が、市町村と県相互の法務能力向上に資する交流の場ともなった。

今後の取組み

平成20年度取組項目

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

(1) 地域連携室の主体的な取組みを通じ、各地域の実状を踏まえた市町村に対する支援を継続する。

20年度末成果目標

地域連携室設置の趣旨を踏まえ、市町村の課題解決に向けた取組みを支援する。

(2) 課題解決に向けた法的支援

通年 県職員を対象としたウェブマガジン「うつくしま法務茶房」による政策法務情報の提供を行う。

6月以降 政策法務に係る情報交換会等へ地域連携室員の参加を促す。

20年度末成果目標

文書法務課としても、上記取組みを通して職員の政策法務に関する意識を高め、法務能力の向上を支援する。

・市町村との政策法務に関する意見・情報交換

6月以降 地域連携室等が法務担当者等の意見・情報交換会を開催する。

通年 市町村の求めに応じ、各地域連携室を窓口として、各地域での政策法務に係る事業への参加や条例化等への助言など適切な支援を行う。

20年度末成果目標

このような取組みにより、法務面での情報共有等地域での広域的な連携を促進するとともに、市町村職員の更なる法務能力の向上に寄与することにより、地域課題解決の取組みを支援する。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村が自立した行政主体として、その力を十分発揮できるよう「市町村と県の連携に関する審議会」の意見等を踏まえ、市町村行政支援プランの拡充を図るとともに、次の取組みを行います。</p> <p>支援に係る連携体制の確立（再掲 - 1 - (1))</p> <p>市町村経営や地域課題に迅速に対応するため、地方振興局に地域連携室を設置し課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁においても地域連携支援プロジェクトチームを設置し、部局横断的に支援します。</p> <p>人的支援</p> <p>市町村が、多様化・高度化する行政需要に応えられるよう、職務能力の向上を図るため、引き続き要請に応じた人事交流や実務研修の受け入れ等を実施します。</p> <p>行政体制整備のための支援</p> <p>市町村の円滑な業務体制を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村相互の事務の共同処理における調整 ・県と市町村の事務の共同処理 ・事務の受託 等 <p>の制度化等について検討します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>県内の市町村が自立した行政運営を行っていけるよう、市町村における行政体制の効率化、行財政基盤の強化に向けた取組みを支援します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	人的支援					→
	行政体制整備のための支援					→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 支援に係る連携体制の確立（再掲 - 1 - (1)）
4～3月
 - ・出先機関が連携して地域課題に対応する体制を構築するため、「地域連携室」を各地方振興局に設置、取組みを推進した。
 - ・地域連携室の取組みを本庁においてバックアップするための体制として「地域連携支援プロジェクトチーム」を平成18年4月に設置、地域連携室における情報を共有し、連携しながら地域課題の解決にあたっている。【計画どおり実施】
- 2 人的支援
市町村の要請に応じて、相互人事交流及び実務研修の受入を実施した。
 - ・相互人事交流 11市町 12名
 - ・実務研修受入 14市町村 14名また、市町村の徴収力向上のため下記の支援を実施した。
 - ・市町村税務職員併任による個人住民税徴収（併任徴収） 4市町 4名
 - ・地方税法48条に基づく徴取引継（直接徴収） 44市町村 5名
 - ・徴収職員人事交流 1市 1名
 - ・短期徴税実務研修制度（県税部での半年以内の短期研修制度）3市町村 3名【計画どおり実施】
- 3 行政体制整備のための支援
市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方を「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」(平成19年3月)としてとりまとめている。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームを設置、運営することにより、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が主体となって対応する取組みを進めた。
- 2 人事交流、実務研修を通じて各市町村職員の職務能力の向上が図られ、市町村の行財政基盤の強化につながった。
- 3 業務連携を検討する際の考え方、手続等を定めたことにより、県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制が整った。

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 支援に係る連携体制の確立（再掲 - 1 - (1)）
住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。
本庁においてもその情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する。
- 2 人的支援
引き続き、市町村の要請に応じて、相互人事交流や実務研修の受入を実施する。
- 3 行政体制整備のための支援
平成18年度とりまとめの基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

20年度未成果目標

- 1 設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。
また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善を図る。
- 2 相互人事交流や実務研修の実施により、引き続き、県及び市町村職員相互の職務能力の向上を図る。
- 3 市町村からの業務連携に係る協議に対して、県として、迅速な検討を行う。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(4) 市町村合併支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>「市町村合併支援プラン」に基づき、次の取組みを行います。</p> <p>1 合併協議に対する支援 合併協議会の要請に応じて、委員、顧問、アドバイザーとして参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行います。 また、合併協議会の運営経費等に対して助成を行います。</p> <p>2 人的支援・行政体制整備のための支援 合併により新たに設置される市の生活保護業務の円滑な実施を図るため、要請に応じ指導監督を行う職員等を派遣します。 また、合併後の市町村の学校教育の指導体制の確保ため、要請に応じ教育委員会に指導主事を派遣します。</p> <p>3 合併後のまちづくりのための支援 合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付します。 また、新たなまちづくりの実現に向けて各種県事業を推進するとともに、合併推進債を活用した県管理道路の整備事業を実施します。</p> <p>【成果目標】 合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	合併協議に対する支援				→	
	人的支援・行政体制整備のための支援					→
	合併後のまちづくりのための支援					→
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 合併協議に対する支援
合併協議会の要請に応じて、委員等として参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行った。
・ 合併協議会への参画 福島市・飯野町合併協議会顧問 県北地方振興局長
【計画どおり実施】
- 2 人的支援・行政体制整備のための支援
合併で新たに福祉事務所が設置された場合に、市町村の要請に応じて、生活保護業務の指導監督を行う職員を派遣した。
・ 本宮市 1名（H19年1月1日～平成21年3月31日）
市町村の要請に応じ、合併後の市町の教育委員会に指導主事を派遣した。
9市 29名
【計画どおり実施】
- 3 合併後のまちづくりのための支援
合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付した。
・ H19年度交付実績 11市町1合併協議会 交付総額 763,800千円
合併市町の速やかな一体化に資するため、合併推進債を活用した県管理道路の整備に向け作成した「福島県市町村合併支援道路整備計画」（平成19年3月）に基づき、市町村合併支援道路整備事業に取り組んだ。
・ 19年度分 2市 2路線
【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 合併協議に関する支援により、各合併協議会において円滑な協議が行われた。
- 2 福祉事務所に係る人的支援により、合併市町における福祉関係業務が円滑に実施された。また、指導主事の派遣により、合併市町における学校教育の指導体制の確保が図られた。
- 3 市町村合併支援交付金の交付により、合併市町において、電算システムの統合や看板の整備等が行われ、新市町の行政体制の確保、新たなまちづくりの実現につながった。また、「福島県市町村合併支援道路整備計画」に基づき、具体の事業に着手した。

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 合併協議に関する支援
引き続き、福島市・飯野町合併協議会に顧問として参画する。
また、新たな合併協議会が設置された場合は、要請に基づく協議会への参画等を通じ、合併協議を支援する。
- 2 人的支援・行政体制整備のための支援
引き続き、本宮市に対し、生活保護業務の指導監督を行う職員を派遣する。
引き続き、要請に応じ合併後の市町の教育委員会に指導主事を派遣する。
- 3 合併後のまちづくりのための支援
引き続き、合併市町に対し、合併市町村支援交付金を交付する。
「福島県市町村合併支援道路整備計画」に基づき、平成20年度からは計画に位置付けられている全ての路線（10市町18路線）について事業に着手する。

20年度末成果目標

合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指す。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(1) 健全で柔軟な財政構造の確立	中心となる領域等
		財務領域

取組の内容

新たな財政構造改革プログラム（計画期間：平成18年度～22年度）に基づく取組みあらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、重点推進分野等へ財源を優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造 1の確立を目指します。

数値目標

	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
中期財政見通しの財源不足額	380億円	450億円	450億円	420億円	1,700億円
財源確保額（A+B）	240億円	300億円	320億円	340億円	1,200億円
うち歳入確保額（A）	160億円	150億円	140億円	120億円	570億円
うち歳出削減額（B）	80億円	150億円	180億円	220億円	630億円
財源確保対策後の不足額	140億円	150億円	130億円	80億円	500億円

主要4基金充当額	140億円	100億円	0	0	240億円
要調整額=更なる財源確保努力分 ²	0	50億円	130億円	80億円	260億円

（参考）「緊急対応期間」の数値目標³

	17、18年度
財政見通しの財源不足額	990億円
財源確保額（A+B）	430億円
うち歳入確保額（A）	200億円
うち歳出削減額（B）	230億円
財源確保対策後の不足額	560億円

主要4基金充当額	310億円
要調整額=更なる財源確保努力分	250億円

1：当初予算編成において、主要4基金（財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、社会福祉施設整備基金）からの繰入がなくとも、歳入・歳出が均衡している状況。

2：「要調整額」は、各年度の予算編成において、更なる財源の確保に取り組むことにより解消することとしている。

3：「緊急対応期間」における財源確保目標額は2年間の合計額である。

【成果目標】

上記目標のとおり。

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財政構造改革プログラムの実行・進管理					→
備考					

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

財政構造改革プログラムの実行・進行管理

18年3月に策定した「財政構造改革プログラム」に基づき、あらゆる工夫による歳入の確保と事務事業の徹底した見直しなどによる歳出削減に取り組み、財源を重点推進分野へ重点的・優先的に配分するなどメリハリのある予算編成に努めた。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

プログラムの想定を超える厳しい財政状況に対応するため、歳入においては、様々な財源の有効活用を図るとともに新たな歳入確保策に取り組み、歳出においては、職員給与の抑制措置を講じたほか、全ての事務事業について徹底した見直しを行った。

この結果、概ねプログラムの目標を達成することができた。

職員給与の抑制措置

平成20年4月1日から平成23年3月31日の3年間、管理職については給与の5%、管理職以外の職員については、給与の3%相当額を減額する特例措置を決定し、年間72億円程度の人件費の削減を図ることとした。

	プログラムにおける見通し	20年度予算編成における実績
20年度の財源不足額（中期財政見通し）	450億円	-
財源確保額	300億円程度	367億円
うち歳入	150億円程度	200億円
うち歳出	150億円程度	167億円
更なる財源確保努力分（基金の活用を含む）	150億円程度	125億円

今後の取組み

平成20年度取組項目

財政構造改革プログラムの実行・進行管理

「財政構造改革プログラム」（計画期間：平成18～22年度）に基づき、あらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、財源を重点推進分野等へ優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造の確立を目指す。

なお、現行プログラムにおいて想定していなかった「基本方針2006」等に基づく地方歳出の抑制などに対応するため、20年度中に当該プログラムの見直しを行う。

20年度末成果目標

	プログラムにおける見通し
21年度の財源不足額（中期財政見通し）	450億円
財源確保額	320億円程度
うち歳入	140億円程度
うち歳出	180億円程度
更なる財源確保努力分（基金の活用を含む）	130億円程度

当初予算編成において、主要基金からの繰入がなくても、歳入・歳出が釣り合っている状況

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(2) 政策評価制度の機能向上	中心となる領域等				
		企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>政策評価（事業評価）制度をより機能させるため、次の取組みにより、評価システムの更なる改善を図ります。</p> <p>成果重視の視点 成果重視の視点から、評価における指標の設定の推進と更なる適正化を図ります。</p> <p>現場重視の視点 評価においても出先機関等現場からの意見の把握等を通じ、現場重視の視点が反映されているか検証します。</p> <p>客観性の向上 「県事業評価委員会」等の外部評価の取組みにより、県民意見の反映等に努め、客観性の向上を図ります。</p> <p>相対的な評価 限られた財政的資源等の効率的な投入のため、引き続き相対的な評価を実施します。</p> <p>【成果目標】 事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合を80%以上にする。 (17年度 62.1%)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標設定の推進・適正化（成果重視）						→
評価システムの改善						→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

研修会や指標の勉強会等を充実し、成果指標の未設定事業の解消に努めると共に、事業構築時に成果指標の設定促進に努め、成果指標等の更なる適正化を図った。 【計画どおり実施】

2 評価システムの改善

（1）客観性の向上

評価における専門知識と、より多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るため、「福島県事業評価委員会」を平成16年度に設置した。平成19年度においては、審議時間を確保するため、事業の概要説明の前に、関連事業の構成等をワンペーパーで作成して、説明を行うなどの工夫を行い、委員会からも好評を得た。

8月～10月 委員会が6回開催され、31施策・事業の審議を行う。

11月 知事に意見具申。

【計画どおり実施】

（2）相対的な評価

平成17年度より、次年度予算要求に向けた「事業の優先度」（相対的な評価）を2次評価項目として導入し、平成19年度においても、最優先、優先が7割、優先順位低い、休止・終了が3割になるよう趣旨徹底したことにより、概ね評価結果に対応した平成20年度予算措置状況となった。[総合計画課にて、評価結果の反映状況をH20.5.20に公表](詳細はp68)

【計画どおり実施】

（3）各部局の主体的取り組み及び結果の活用

基本施策体系の44施策220事業の評価結果は、各部局の予算編成枠への反映に活用し、重点施策体系の127事業の評価結果も、重点推進分野の事業選定と予算編成に活用した。

[総合計画課にて、評価結果の反映状況をH20.5.20に公表](詳細はp68) 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

数値目標：事業評価の目的をある程度達成できていると考える職員の割合を22年度までに80%以上にする。

- （参考） 事業評価の目的
- ・ マネジメントサイクルの確立
 - ・ 成果重視型行政運営の推進
 - ・ アカウンタビリティ（説明責任）の徹底

実績：19年度結果：88.3%

評価：既に、目標値を達成している。

今後の取組み

平成20年度取組項目

福島県事業評価委員会並びに各部局から、わかりやすく、明確かつ実効性のある評価制度が求められたこと。また、長期総合計画の総点検を行う必要性から、事業評価制度の見直しを行うこととした。

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

成果指標及び上位成果指標の評価基準を厳しくし、施策評価により定めた指標の優先度及び事業の寄与度により評価ランクを設定して、今後の方向性を導きやすくする。

2 評価システムの改善

(1) 客観性の向上

評価における専門知識と、より多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るため、引き続き「福島県事業評価委員会」の効率的運営を図る。

(2) 相対的な評価

限られた財政的資源等の効率的な配分を行うため、引き続き施策評価により定めた指標の優先度において、相対的な評価手法を用いる。

(3) 各部局の主体的取り組み及び結果の活用

評価事務の効率的・効果的な執行を目指し、調書様式や点検作業の簡便化を図り、部局の事務負担軽減を図るとともに、特に部局が行う1次評価を重視することとしている。また、評価結果については、引き続き次年度予算へ反映させる。

20年度末成果目標

数値目標：事業評価の目的をある程度達成できていると考える職員の割合を、引き続き80%以上とする。

平成19年度事業評価結果の反映状況について

【報告の概要】

1 本報告について

この度、「平成19年度事業評価結果の反映状況」がまとまりましたので、御報告いたします。

本報告は、評価の過程における検討課題及び評価結果を踏まえ、どのような改善等がなされたかについて、平成20年度当初予算との関連において説明するものです。

平成19年度の事業評価については、内部における評価、福島県事業評価委員会による審議を経て、平成19年12月17日の政策調整会議において評価を決定しており、その評価結果については、各部局において平成20年度事業の企画立案への反映や、予算編成の際に活用することとしています。

2 評価結果の概要について

平成19年度の評価対象事業（重点施策体系127事業、基本施策体系220事業）については、2次評価において、4区分（最優先、優先、優先順位低い、休止・終了）の整理を行っており、今回の報告では、それらの事業が、平成20年度において、「拡充」「継続」「縮小・統合・終了等」のいずれに該当することになったかを取りまとめています。

「最優先」「優先」と評価した事業の多くは、概ね「拡充」「継続」となっていました。

また、「優先順位低い」「休止・終了」と評価した事業の多くは、概ね「縮小、統合、終了等」となっていました。【表1参照】

なお、評価の後に、更なる見直しを進めたことにより、評価時点の方向性とは異なるものも一部生じておりますが、概ね評価結果に対応した内容となっております。【表2参照】

表1 各施策体系における評価結果と反映状況（全般）

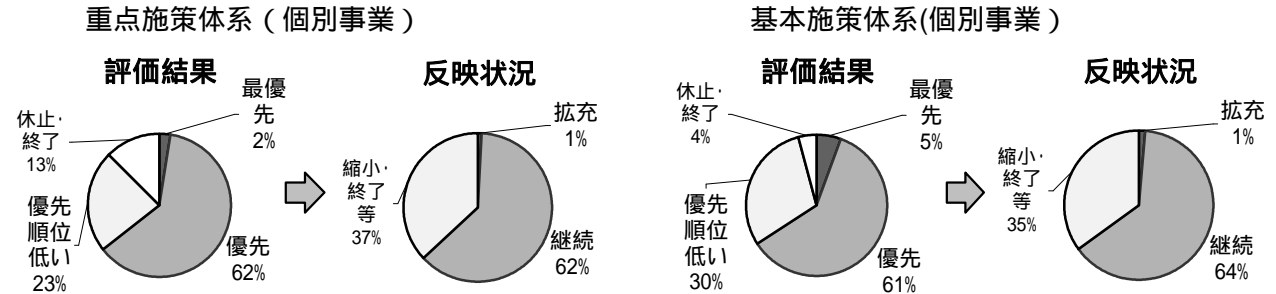
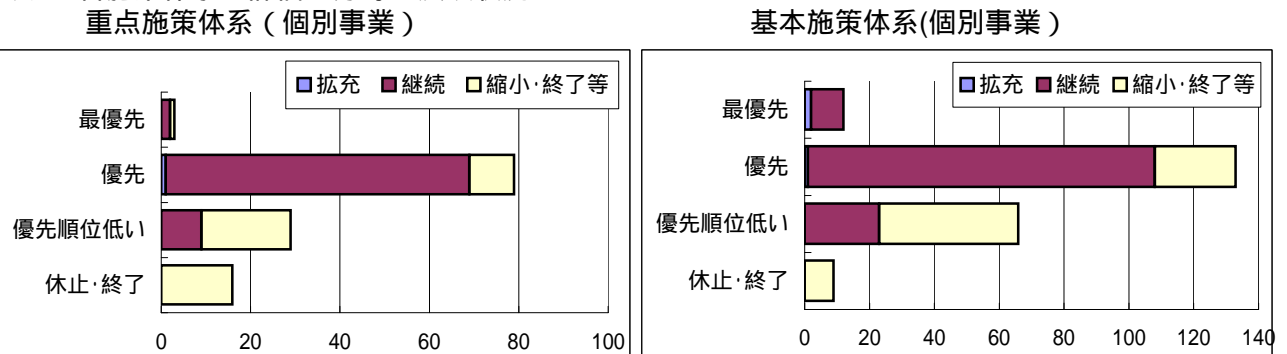


表2 各施策体系の評価区分毎の反映状況



縦軸が評価結果（4区分）、横軸が反映状況（3区分） [単位：事業数]

3 評価結果の詳細について

本報告の詳細については、次ページ以降をご参照ください。また、更に詳細な内容については、企画調整部総合計画課のホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.jp/hyoka/>】

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(3) F・F型行政組織の深化に向けた取組み	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>F・F型行政組織の深化に向け、本大綱や「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムと連動した中で、次の取組みを行います。</p> <p>1 意識改革の取組み</p> <p>(1) 現場に応じた意識改革 職員の政策形成能力や業務遂行能力を高めるとともに、分権型社会、現場主義の考え方にに基づき、それぞれの所属等に応じた意識改革の取組みを行います。</p> <p>2 業務システム改革の取組み</p> <p>(1) 連携目標による行政運営システムの運用状況の検証・改善 部局横断的な取組みの徹底に向け、平成17年度より導入した担当理事制を柱とする標記システムの運用状況を検証するとともに、その改善を図ります。</p> <p>(2) 部局を超えた組織機構の見直し 部局横断の有機的な連携を徹底しながら、組織的な対応が必要な課題については、部局を超えた組織機構の見直しを検討します。</p> <p>(3) 出先機関の組織体制等の見直し 地域連携室の運営状況を検証するとともに、必要に応じ出先機関の組織体制の見直しや本庁と出先機関の連携のあり方を検討します。</p> <p>【成果目標】 「スピード感」ある組織運営、「柔軟な」組織運営、「現場を重視した」組織運営など、導入目的に沿った運営の更なる定着化を図ります。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	現場に応じた意識改革					→
	連携目標による行政運営システムの検証・改善					→
	部局を超えた組織機構見直しの検討					→
	出先機関の組織体制の見直し					→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

F・F型行政組織の検証

F・F型行政組織について、職員や市町村及び関係団体、さらには一般の県民にアンケート調査を実施し、検証を行った結果、概ね次のような評価が得られた。(19.10実施)

【計画どおり実施】

《「F・F型行政組織の運営状況の検証」結果》

全体としては一定の成果を上げたと考えられる。
したがって、F・F型行政組織の理念は今後とも継承し、より効果的な組織運営を行っていくことが必要である。しかし一方では、次のような課題があるとの意見も多く、これらの課題に的確に対応するための改善を行う。

【調査結果における主な課題】

組織及び職の名称がわかりにくい。

各職位の役割・機能が十分に認識、発揮されていない面がある。

チェック機能が十分確保されていない例が見られる。

など

F・F型行政組織の見直し

F・F型行政組織について、「F・F型行政組織の運営状況の検証」結果等に基づき、わかりやすく親しみやすい県政の実現を目指すとともに、F・F型行政組織の導入目的に沿った運営の更なる定着化を図るため、必要な見直しを行った。

【計画どおり実施】

《見直しの方針》

F・F型行政組織の理念や基本的な枠組み等の継承

検証結果における主な課題に的確に対応した組織改編

F・F型行政組織の理念の浸透や職員の意識改革による効果的な組織運営

《見直しの概要》

【わかりやすい組織及び職の名称】

現行の「領域」及び「グループ」を廃止し、「総室」、「課」等に再編するとともに、業務との関連性に配慮した名称に変更するなど、わかりやすさを重視した組織改編を行った。

166グループを132課に改編(34グループを削減)

現行の「総括参事」を「次長(担当)」、「参事」を「課長」、「副主幹」を「副課長」に改正するなど、職責等に応じたわかりやすい名称に変更した。

【チェック機能の強化】

総合的・横断的なチェック機能を担う副課長を必置で配置した。

【各職位の役割・機能の発揮】

各職位の役割・機能が発揮されるよう、各職位ごとの役割等を明確化し、それらに応じた対応を徹底する。

成果目標に対する効果

導入目的に沿った運営の更なる定着化を図るため、主な課題に対応した見直しを行った。

今後の取組み

平成20年度取組項目

F・F型行政組織の見直しの趣旨や内容を踏まえ、F・F型行政組織の理念の浸透や職員の意識改革を更に進め、より効果的な組織運営を行う。

20年度末成果目標

導入目的に沿った運営の更なる定着化に向け、不断の研究を行う。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(4) ITを活用した業務改革の推進	中心となる領域等				
		人事領域・情報統計領域				
取組の内容						
<p>IT化を踏まえた業務の抜本的な見直しにより、「県民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営への転換」を図るため、次の取組みを行います。</p> <p>1 「ITを活用した業務改革実行計画」への取組み 平成20年度までを計画期間とする標記計画に基づき、庶務業務の集中処理化等の具体的な取組みを着実に推進します。 また、必要に応じ、見直しを行います。</p> <p>2 「うつくしま、知恵のフリーマーケット」による政策形成等への反映 「職員の知恵を庁内イントラネット上での議論を通じて磨き上げ、タイムリーに実現することにより、組織総合力の向上を図る」という事業本来の目的の達成に向け、提案に対するレスポンスの迅速化等の改善を図りながら、職員が知恵を出し合える風土の醸成を図ります。</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 庶務業務集中処理化に向けた「基本計画」を平成18年度中に策定し、業務効率化による職員数削減目標を設定します。</p> <p>2 知恵のフリーマーケットの事務事業、政策形成への反映件数10件</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実行計画に基づく取組み	→				
	実行計画の見直し・推進				→	
	知恵のフリーマーケットの検証・改善	→				
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

庶務業務の集中処理化等による業務改革

- ・平成19年10月「庶務業務改革詳細計画（以下「詳細計画」という。）」の策定
庶務業務の事務処理手続きの電子化、集中処理処理機関への業務集約化等による業務改革（以下「庶務業務改革」という。）の実現に向けて「詳細計画」を策定した。 【計画どおり実施】
- ・平成20年2月「庶務システム開発等業務」の委託
職員自らがパソコンから各種申請・届出等を入力する「発生源入力」、電子決裁等をはじめとする「事務処理の電子化」及び「集中処理化」を可能とする「庶務システム」の開発等業務を委託した。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

「庶務業務改革基本計画（平成19年3月策定）」を踏まえ、「詳細計画」において、庶務業務改革の具体内容、庶務システム開発仕様の考え方、集中処理機関の概要等を整理した上で、「庶務システム開発業務」を委託し開発に着手した。

イントラネットの利活用による業務効率化とコスト削減

イントラネット利活用研修の実施

職員のIT利活用レベルの向上を目的に、各グループのITL(情報化テクニカルリーダー)を対象とした研修を実施した。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

平成19年度実績・・・研修開催回数 2回、受講者数 134人

全庁データベース利用の活性化

全庁データベース等利用活性化のため、システム性能を向上させた新「グループウェア」を開発し、円滑な更新のため研修を実施したうえで、平成20年4月に稼働させた。

【計画どおり実施】

電子メール機能、電子会議室機能、電子掲示板機能、スケジューラ機能、データベース機能等、組織内ネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を支援するソフトウェア。

成果目標に対する効果

平成19年度実績・・・研修開催回数 39回、受講者数 約900人

今後の取組み

平成20年度取組項目

庶務業務改革の推進

制度所管課及び庶務業務担当職員等で構成する「システム開発等業務打合せ会議」、「集中処理機関運営方法検討会議」等を活用し、システム開発及び集中処理機関の開設準備作業などの各種取組みを積極的に推進する。

20年度成果目標

庶務システムの設計開発を着実に進めるとともに、集中処理機関における組織運営体制及び業務処理方法などを構築し、庶務業務の効率化を図る。

- ・職員数削減目標：平成22年度 20人、平成23年度 60人

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮						
取組項目	(5)分権型社会を担う人材育成のための研修	中心となる領域等					
		人事領域					
取組の内容							
<p>「研修に関する基本的な方針」に基づき、次の取組みを推進します。</p> <p>1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成 自治体を取り巻く環境が大きく変化している中、新しい時代の価値観を的確に捉え、社会の変化に対応でき、意思決定・判断を迅速にして、積極果敢に新たな課題に挑戦し、常に向上心を持って自己啓発に努め、幅広い見識と専門的知識を兼ね備えている “自律型職員（自ら考え行動する職員）”の育成に向け、自主選択型・応募型の研修に重点を置いた取組みを推進します。</p> <p>2 各職場における研修の充実 各地域の研修講師（指導者養成講座の修了者）を所属を超えて部局横断的に有効活用することにより、各職場における研修機会の充実を図り、職員の資質向上を図ります。</p> <p style="padding-left: 40px;">指導者養成講座： 接遇研修指導者養成講座 「公務員倫理を考える」(J K E T)指導者養成講座 OJL コーディネーター養成講座</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数 年間：800人以上（平成22年までの修了者：4,000人以上） （参考）平成16年度の受講者数 255人</p> <p>2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者） 平成22年度までに、300人以上</p> <p>（各公所がそれぞれ独自に研修を実施できる体制を整備） （参考）平成17年度までの修了者 163人（平成12年度からの累計）</p>							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成		→					
各職場における研修の充実		→					
備考	ふくしま自治研修センターの指導者養成講座修了者数（累計）						
		H12	H13	H14	H15	H16	H17
	修了者数	25	50	75	96	120	163

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成
ふくしま自治研修センターにおいて、自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修を開講し、年間目標達成。【計画どおり実施】
- 2 各職場における研修の充実
ふくしま自治研修センターにおいて、指導者養成講座を開講、目標達成に向けて順調に推移している。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 自主研修型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数
目標：年間800人以上（平成22年度までの修了者：4,000人以上）
平成19年度実績：1,056人
- 2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者）
目標：平成22年度までに300人以上
平成19年度実績：27人（平成12年度からの累計で213人）

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成
自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数について、年間800人以上という当初目標が引き続き達成できるよう、各部局に対し必要に応じ個別選択研修受講の勤奨等を行う。
- 2 各職場における研修の充実
職場における研修機会の充実に図るため、各種指導者養成講座の実施の趣旨や、修了者の氏名について各部局へ周知するなど、各職場が修了者等を円滑に活用できる体制の整備や、職場研修の充実等について働きかけ等を行う。

20年度末成果目標

- 1 自主研修型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数
目標：年間800人以上（平成22年度までの修了者：4,000人以上）
- 2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者）
目標：平成22年度までに300人以上
平成20年度目標：29人（平成12年度からの累計で242人）

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(6) 県立病院改革の推進	中心となる領域等				
		病院局・人事領域				
取組の内容						
<p>県民に期待され信頼される県立病院として、良質な医療の提供と健全な経営の実現を目指し、「県立病院改革実行方策」に基づき、県立病院改革の取組を着実に推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会津統合病院（仮称）整備の取組み 会津総合病院と喜多方病院を統合して整備する会津統合病院（仮称）については、会津地方における県立病院等のネットワークの中核となる病院として整備します。 2 廃止する病院等の移譲等の取組み 廃止するリハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院及び猪苗代病院については、平成18年度末に廃止するとともに、病院の機能等を立地自治体や民間医療機関へ移譲します。 3 存続する病院の充実・強化の取組み 存続する矢吹病院、宮下病院、南会津病院及び大野病院については、それぞれに求められる医療機能等の充実・強化方策を策定し、実行可能なものから着実に実施します。 4 経営等改善への取組み 「経営等改善アクションプログラム」に基づき、各病院が主体となって自ら経営改善を行う取組みを推進するとともに、病院ごとの収支計画等を盛り込んだ経営計画を策定し、着実に実行します。 <p>【成果目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会津統合病院（仮称）の早期開院 2 3病院1診療所（リハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院、猪苗代病院）の平成18年度末の廃止・移譲 3 4病院（矢吹病院、宮下病院、南会津病院、大野病院）の医療機能等の充実・強化 4 経営計画に基づく経営改善 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立病院改革実行方策の実行						→
経営計画の策定・実施		(策定)	(実施)			→
存続病院の充実・強化方策の策定・実施		(策定)	(実施)			→
備考						

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

会津統合病院（仮称）整備の取組み

施設整備スケジュール等に基づき、次のとおり順調に整備を進めた。

- ・ 8月 造成設計を完了した。 【計画どおり実施】
 - ・ 10月 基本設計を完了した。 【計画どおり実施】
 - ・ 10月～3月 造成工事を進めた。 【計画どおり実施】
 - ・ 4月～3月 運営システムについては、業務フローの検討を行った。 【計画どおり実施】
 - ・ 4月～3月 医療情報システムについては、統合病院開院後の円滑な運営に向け会津総合病院への電子カルテ・オーダーリングシステムの導入について検討し、導入を決定した。 【計画どおり実施】
 - ・ 4月～3月 医療機器については、必要な医療機器のリストアップを行った。 【計画どおり実施】
- 実施設計については、経営形態等の検討状況を踏まえて着手することとした。

経営改善・医療機能の充実強化に向けた取組み

- ・ 経営改善計画に掲げた改善策等の具体的な取組み内容や実施時期等を定めた「福島県病院事業経営改善計画アクションプログラム」を策定した。 【計画どおり実施】
- ・ 存続する6病院（矢吹・喜多方・会津総合・宮下・南会津・大野）の経営改善・医療機能の充実強化については、経営改善計画及びアクションプログラムに基づき、緊急的なものや実行可能なものから実施するなど、着実に進めてきたところである。また、各病院の経営状況の共有化や機動的な病院経営を図るため、病院局のトップで構成される「病院局経営戦略会議」を設置し、四半期ごとに会議を開催した。さらに、経営改善等の取組状況について客観的な評価を得ながら経営の改善を図るため、外部の有識者で構成される「県立病院事業経営評価委員会」を設置し、定期的に委員会を開催した。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ 7対1看護配置基準の取得による看護体制の充実（18年度取得した宮下、南会津、大野に加えて、19年度は会津総合が取得）
- ・ 医薬分業の推進（院外処方開始）（既に実施している喜多方、会津、宮下に加えて、南会津、大野で19年7月から開始）
- ・ 未収金徴収嘱託員の配置（19年6月～）等による未収金対策の強化
- ・ 委託業務の集約化による一括契約・発注等費用の見直しなどにより経営改善・医療機能の充実強化を図った。

今後の取組み

平成20年度取組項目

会津統合病院（仮称）整備の取組み

- ・ 4月～3月 引き続き、造成工事を進める。
- ・ 4月～3月 引き続き、運営・医療情報システム、医療機器等に係る検討を進める。
- ・ 経営形態などについて検討を行う。

公立病院改革ガイドラインへの対応

- 4月～3月 地域医療の安定的な確保に向けて公立病院の抜本的な改革を求める、国の「公立病院改革ガイドライン」により、平成20年度内に「改革プラン」を策定する。
策定に当たっては、経営評価委員会からの意見を受けて、会津統合病院の医科大学附属化や双葉地域の医療確保に向けた大野病院のあり方等各病院の今後のあり方のほか、6病院の経営改善・医療機能の充実強化に向けた目標設定、具体的な改善策等について検討し、取りまとめる考えである。

経営改善・医療機能の充実強化に向けた取組み

- 4月～3月 経営改善計画及びアクションプログラムに基づき、主に以下の改善策を実施するなど、存続する6病院（矢吹・喜多方・会津総合・宮下・南会津・大野）の経営改善・医療機能の充実強化に向けた取組みを着実に進めていく。
 - ・ ドクターバンク事業等の実施による常勤医師の確保
 - ・ DPCの導入準備（会津総合、南会津）等

20年度未までの成果目標

- ・ 会津統合病院（仮称）については、経営形態について検討するとともに、引き続き造成工事や運営システム等の検討を行うなど、平成23年度中の開院に向け、着実に整備を進める。
- ・ 「改革プラン」の策定並びに経営改善計画及びアクションプログラムに基づく改善策の実施により、着実に経営改善・医療機能の充実強化を図っていく。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(7) 企業局事業の見直し	中心となる領域等
		企業局・人事領域

取組の内容

「企業局事業見直し実行計画」に基づき、次に掲げる取組みを推進します。

1 工業用水道事業

アウトソーシングの推進等による効率的な事業運営
 好間工業用水道の地元市への譲渡
 相馬・好間工業用水道の未売水の解消
 老朽化施設の大規模改修の計画的な実施

2 地域開発事業

様々な工夫による販売戦略の展開や関係部局・立地市町との緊密な連携による効果的、効率的な販売活動を推進し、平成 19 年度までに造成済未分譲地を完売する。

分譲率(平成 17 年度末)

地 区	分譲全体面積(ha)	分譲済面積(ha)	分譲率 (%)
工業団地			
工業の森・新白河 C 工区	21.8	6.4	29.4
田村西部	62.9	22.8	36.2
ビジネスパーク	8.9	0.7	7.9
ライフパーク	206 区画	55 区画	26.7%

【成果目標】

1 工業用水道事業

アウトソーシングの推進

： 経常費用を平成 22 年度までに 25% 以上削減（対平成 14 年度比）

未売水の解消（相馬工業用水道）

： 平成 22 年度までに給水契約率 65% 以上を目指す。

（平成 17 年 4 月 1 現在 51.3%）

磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率

： 平成 22 年度までに 90% 以上

2 地域開発事業

造成済未分譲地の分譲率：100%（平成 19 年度末）

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一層のアウトソーシングの推進			→		
相馬・好間工業用水道の未売水の解消					→
大規模改修への計画的な実施					→
造成済未分譲地の完売		→			

備考

取組みの状況

平成19年度を取組状況及び成果目標に対する効果等

- 「企業局事業見直し実行計画（平成15年～20年度）」に基づき、次に掲げる取り組みを実施した。
- （工業用水道事業）
- 1 一層のアウトソーシングの推進 【計画どおり実施】
相馬工業用水道において、平成19年度から相馬地方広域水道企業団を相手先に、運転及び維持管理の包括業務委託を開始した。
 - 2 好間工業用水道の地元市への譲渡 【計画遅延】
好間工業用水道の地元市への事業譲渡及び経営健全化策について協議を継続した。
協議回数3回
 - 3 相馬・好間工業用水道の未売水の解消 【概ね計画どおり実施】
相馬工業用水道 6月から 1,500 m³/日（1社）増量契約締結
好間工業用水道 8月から 380 m³/日（1社）増量契約締結
 - 4 大規模改修への計画的な実施 【計画どおり実施】
磐城・勿来工水の導・配水管の耐震及び防食工事などを工業用水道事業の中長期計画に基づき実施した。また、磐城工業用水道第2期改築工事を計画どおり実施した。
- （地域開発事業）
- 5 造成済未分譲地の完売 【計画遅延】
立地市町や県外事務所等との連携の下、様々な工夫による販売戦略を展開した結果、ビジネスパークを含む工業団地で4社、ライフパークで6区画の分譲実績となった。

成果目標に対する効果

- 1 工業用水道事業
 - 経常費用削減 平成19年度末見込み 平成14年度比 17.2%削減
(平成19年度経常費用見込み 2,615百万円)
 - 未売水の解消（相馬工業用水道） 平成19年度末 給水契約率 57.3%
 - 磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率 平成19年度末 耐震化率 87.3%

2 地域開発事業 造成済未分譲地の分譲率（平成19年度末分譲率）

地 区	分譲全体面積(ha)	分譲済面積(ha)	分譲率(%)
田村西部	62.9	27.2 (49.6)	43.2 (78.8)
工業の森・新白河C工区	21.8	17.1 (20.6)	78.6 (94.4)
ビジネスパーク	8.9	3.4	38.2
ライフパーク	206区画	72区画	35.0

() 協定済みを含む

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 平成20年3月に策定した企業局事業見直し実行計画（平成20年度～平成22年度）を踏まえ、引き続き次に掲げる取り組みを実施
- 1 効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減
 - 2 相馬・好間工業用水道の未売水の縮減
 - 3 好間工業用水道のいわき市への譲渡
 - 4 大規模改修の計画的な実施
 - 5 造成済未分譲地の早期分譲

20年度末成果目標

- 1 工業用水道事業
 - 経常費用削減
 - 18 %以上削減（対平成14年度比）
 - 未売水の縮減（相馬工業用水道）
 - 給水契約率 60 %以上
 - 磐城工業用水道における管路の耐震化率
 - 88 %以上
- 2 地域開発事業
 - 造成済未分譲地の分譲率
 - 工業団地 80 %以上 住宅団地 40 %以上

「企業局事業見直し計画」を平成20年3月に改訂。
平成22年度末までの目標は下記のとおり。

- 1 工業用水道事業
 - 経常費用削減
 - 平成22年度末までに20 %以上削減（対平成14年度比）
 - 未売水の縮減
 - 平成22年度末までに給水契約率 65 %以上（相馬工業用水道）
 - 磐城工業用水道における管路の耐震化率
 - 平成22年度末までに90 %以上
- 2 地域開発事業
 - 造成済未分譲地の早期分譲
 - 工業団地 100 % 住宅団地 50 %（平成22年度末分譲率）

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	中心となる領域等				
		人事領域、各部局				
取組の内容						
<p>「公社等外郭団体への関与等に関する指針（以下「関与等指針」）」に基づき、県の関与を必要最小限にとどめるなど、公社等外郭団体（以下「公社等」）との新たなパートナーシップの構築に取り組みます。</p> <p>1 関与等指針の定着化 「点検評価」の実施、結果公表などを通して、関与等指針の定着化を図ることにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進します。 特に、公の施設の指定管理者制度に関係する公社等については、指定手続における透明性の確保や県民への説明責任の観点から、民間団体との公平性の確保に向けた関係の構築を徹底します。</p> <p>2 公社等見直しの実効性の確保 「公社等見直しに関する実行計画（以下「実行計画」）」について、取組みの進捗よく状況、指定管理者制度の状況等を踏まえ、必要に応じ修正を行い実効性を高めていくことにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進していきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>公社等（平成18年3月31日現在：21団体） 県行政の補完等の業務を行うものであること。設立に当たっての関与の度合いが高いこと。資本金、基本金その他これらに準ずるものに対する県の出資、出えん等の割合が概ね25%以上であること。役員への県職員の派遣があること。関与等指針の適用が特に必要と認められること。から、関与等指針の対象として決定した団体。</p> </div> <p>【成果目標】 公社等への県職員派遣数：平成17年度末現在の派遣数197名を平成22年度末までに30%（約60名）削減します。</p> <p>(1) 指定管理者制度関係公社等については、県職員派遣の見直し等を行い、大半の施設で次回募集を行う平成20年度までに、他の民間団体等との競争環境整備を重点的に進めます。</p> <p>(2) 上記以外の公社等についても、実行計画等に基づき、県職員派遣等の人的支援及び補助金等の財政的支援の見直しを行い、主体的、自立的な経営を促進します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
「関与等指針」の定着化						→
実行計画の進行管理・見直し						→
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 関与等指針の定着化

以下の取組により関与等指針の定着化を図り、公社等の主体的、自立的な経営を促進した。

(1) 対象21公社の「点検評価」の実施

- ・点検評価委員会による点検評価を5回実施し7団体を点検評価した。

(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構等7団体

【計画どおり実施】

- ・総務部による点検評価を実施した。

点検評価委員会において点検評価した7団体を除く14団体

【計画どおり実施】

(2) 結果公表

- ・点検評価委員会による報告書の公表(平成19年10月29日公社等見直し部会)

【計画どおり実施】

- ・総務部による点検評価結果の公表(平成20年2月12日公社等見直し部会)

【計画どおり実施】

2 実行計画の進行管理・見直し

(1) 「公社等見直しに関する実行計画(以下「実行計画」)」の修正

点検評価結果等をふまえ「実行計画」を修正(平成20年3月24日公社等見直し部会)

住宅供給公社等5団体修正、青少年男女推進機構は新規策定

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

平成17年度末197名 H20.4.1 現在派遣数131名(削減数66名) 進捗率110%

〔 指定管理者制度関係公社等 24名
 上記以外の公社等 42名 〕

今後の取組み

平成20年度取組項目

公社等の主体的、自立的な経営を促進するため、平成19年度に引き続き下記のとおり取り組む。

〔取組みの概要〕

関与等指針の定着化

点検評価の実施、結果公表などを通して、関与等指針の更なる定着化を図る。

公社等見直しの実効性の確保

取組みの進ちょく状況等を踏まえ、必要に応じ実行計画の修正を行い、実効性を高める。

20年度末成果目標

県職員派遣数

既に成果目標を達成しているが、引き続き見直しの状況等を勘案しながら必要最小限の派遣となるよう進行管理を継続する。

実行計画の策定等を要する公社等（ 11 団体）	
公 社 名	今 後 の 方 向 性（実行計画策定内容）
1 実行計画を新たに策定する公社等（ 1 団体）	
(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	今後の公社のあり方を踏まえた経営計画の策定とその着実な実行
2 現行の実行計画を修正する公社等（ 5 団体）	
(財)福島県観光開発公社	観光三団体統合により新たに発足する「(財)福島県観光物産交流協会(仮称)」の中長期的な経営計画の策定
(財)物産プラザふくしま	
福島県住宅供給公社	解散までの着実な業務整理及び清算法人のあり方の検討
(財)福島県下水道公社	民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社のあり方等の抜本的な検討・見直し
(財)福島県自然の家	公社のあり方の基本的方針に基づく見直しの実施
3 現行の実行計画を継続する公社等（ 5 団体）	
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく着実な債権回収等の実行
(財)福島県農業振興公社	「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(社)福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県きのこ振興センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社のあり方等の見直し
福島県道路公社	有料道路に係る将来の管理方法等の検討 公社運営や組織体制のあり方等についての抜本的な検討・見直し

実行計画の策定を要しない公社等（ 10 団体）	
公 社 名	今 後 の 方 向 性
(財)ふくしま自治研修センター	シンクタンクふくしまの機能再編に伴う研修部門との一体的な取組の実行
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	主体的・自立的な改革の継続
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)ふくしま市町村建設支援機構	再生計画（アクションプログラム）の着実な実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県文化振興事業団	「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(9) 県立社会福祉施設の見直し	中心となる領域等
		保健福祉総務領域 生活福祉領域、自立支援領域

取組の内容

次により、県立社会福祉施設の見直しに取り組みます。

「県立社会福祉施設見直しに係る工程表」(H16.11)に基づく着実な実行各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実施します。
また、進捗状況を踏まえ、必要な修正を行います。

【成果目標】

下表のとおり各施設ごとの工程表に基づき見直しを実行する。

民間移譲 8 施設（平成 18 年度 2、平成 19 年度 1、平成 20 年度 4、平成 21 年度 1）

指定管理者移行 6 施設（平成 18 年度 6）

民間移譲等を検討 3 施設、施設のあり方を検討 2 施設、直営継続 3 施設

社会福祉施設（22 施設）の見直しの方向性

（1） 県社会福祉事業団に管理委託分（14 施設）

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100 人	H18 年 4 月民間移譲
やまぶき荘	〃	S48.8	100 人	H18 年 4 月民間移譲
さつき荘	〃	S50.9	100 人	民間移譲：H 19
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100 人	H18 年 4 月指定管理者
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100 人	民間移譲：H 20
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100 人	H18 年 4 月指定管理者
かしわ荘	〃	S50.9	100 人	H18 年 4 月指定管理者
かえで荘	〃	S55.4	100 人	H18 年 4 月指定管理者
ばんだい荘（あおば）	〃	H11.4	60 人	H18 年 4 月指定管理者
矢吹しらうめ荘	〃	H 6.4	100 人	民間移譲：H 20
矢吹しらうめ通動寮	知的障害者通動寮・自立支援給付費	H 6.4	20 人	民間移譲：H 20
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4	100 人	民間移譲：H 20
からまつ荘	〃	S49.5	150 人	民間移譲：H 21
ばんだい荘（わかば）	知的障害児施設・措置	S43.4	40 人	H18 年 4 月指定管理者

(2) 県直営分 (8 施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
喜多方しのめ荘	救護施設・措置	S28. 5	50 人	民間移譲等を検討
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置・介護保険	S25. 3	70 人	民間移譲等を検討
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16. 4	20 人	県直営を継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27. 2	40 人	施設のあり方を検討
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	100 人	民間移譲等を検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	110 人	施設のあり方を検討
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38. 6	入所 90 人	県直営を継続
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23. 4	50 人	県直営を継続

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直しの実行					→
進捗状況を踏まえた工程表の修正					→

備考

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

県立社会福祉施設見直しに係る工程表(初版 16.11)に基づく着実な実行
各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実行した。 【計画どおり実施】
見直しの進捗状況等を踏まえ、工程表の改定を行った。(第2版 18.12)(第2版一部見直し 19.8)

成果目標に対する効果

- ・民間移譲の実行3施設(成果目標10施設)
H18.4.1～2施設、H19.4.1～1施設、H20.4.1～3施設 累計6施設
 - ・指定管理者移行6施設(成果目標6施設)
 - ・民間移譲等を検討1施設、施設のあり方を検討2施設、直営継続3施設(成果目標同左)
- (1) 県社会福祉事業団に管理委託分(14施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成19年度の取組
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人	H18.4.1 社会福祉法人に移譲済み	
やまぶき荘	"	S48.8	100人	H18.4.1 社会福祉法人に移譲済み	
さつき荘	"	S50.9	100人	H19.4.1 社会福祉法人に移譲済み	
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	指定管理者制度を継続	指定管理者制度を継続
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100人		平成20年度に社会福祉法人へ移譲
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
かしわ荘	"	S50.9	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
かえで荘	"	S55.4	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
ばんだい荘(あおば)	"	H11.4	60人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
矢吹しらうめ荘	"	H6.4	100人	平成23年度に社会福祉法人へ移譲	平成20年4月からの指定管理者の公募・指定
矢吹しらうめ通 勤寮	知的障害者通勤寮 ・自立支援給付費	H6.4	20人	平成23年度に社会福祉法人へ移譲	平成20年4月からの指定管理者の公募・指定
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4 (H9.4)	100人		平成20年度に民間移譲
からまつ荘	"	S49.5	150人	平成21年度に民間移譲	指定管理者制度を継続
ばんだい荘(わかば)	知的障害児施設・措置	S43.4	40人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続

(2) 県直営分(8施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成19年度の取組
喜多方しののめ荘	救護施設・措置	S28.5	50人	平成21年度を目標に社会福祉法人への移譲等	民間移譲等を検討・調整
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置	S25.3	70人		平成20年度に社会福祉法人への移譲
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16.4	20人	県直営を継続	
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	検討結果等に基づく取組み	施設のあり方等を検討
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	100人	民間移譲等の検討	施設運営のあり方等を検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	110人	検討結果等に基づく取組み	施設のあり方等を検討
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38.6	入所 90人	県直営を継続	
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23.4	50人	県直営を継続	

今後の取組み

平成20年度取組項目

県立社会福祉施設見直しに係る工程表(第2版 18.12)(第2版一部見直し 19.8)に基づく着実な実行

各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実行する。

また、進捗状況等を踏まえ必要な修正を行う。

20年度末成果目標

・民間移譲の実行2施設(成果目標10施設)

H18.4.1～2施設、H19.4.1～1施設、H20.4.1～3施設、H21.4.1～2施設 累計8施設

・指定管理者の継続6施設(成果目標6施設すべてを18年度に移行)

・民間移譲等を検討1施設、施設のあり方を検討2施設、直営継続3施設(成果目標同左)

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分(14施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成20年度取組の内容
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人	H18.4.1 社会福祉法人に移譲済み
やまぶき荘	〃	S48.8	100人	H18.4.1 社会福祉法人に移譲済み
さつき荘	〃	S50.9	100人	H19.4.1 社会福祉法人に移譲済み
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	指定管理者制度の継続
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100人	H20.4.1 社会福祉法人に移譲済み

けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	指定管理者制度の継続
かしわ荘	〃	S50.9	100人	指定管理者制度の継続
かえで荘	〃	S55.4	100人	指定管理者制度の継続
ばんだい荘 (あおば)	〃	H11.4	60人	指定管理者制度の継続
矢吹しらうめ荘	〃	H6.4	100人	指定管理者制度の継続
矢吹しらうめ通 勤寮	知的障害者通勤寮 ・自立支援給付費	H6.4	20人	指定管理者制度の継続
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4 (H9.4)	100人	H20.4.1 社会福祉法人に移譲済み
からまつ荘	〃	S49.5	150人	移譲先法人の決定と移譲手続き (H21.4.1～)
ばんだい荘 (わかば)	知的障害児施設・ 措置	S43.4	40人	指定管理者制度の継続

(2) 県直営分(8施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成20年度取組の内容
喜多方しののめ 荘	救護施設・措置	S28.5	50人	移譲先法人の決定と移譲手続き (H21.4.1～)
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・ 措置	S25.3	70人	H20.4.1 社会福祉法人に移譲済み
女性のための相 談支援センター	婦人保護施設・措 置	H16.4	20人	県直営の継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	養護体制や施設のあり方等について検討
大笹生学園	知的障害児施設・ 措置	S26.10	50人	社会福祉法人への移譲等について検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措 置	S24.11	20人	施設のあり方等について検討
総合療育センタ ー	肢体不自由児施設 ・措置	S38.6	入所 90人	県直営の継続
福島学園	児童自立支援施設 ・措置	S23.4	50人	県直営の継続

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(10) 定員の削減	中心となる領域等
		人事領域 病院局 教育総務領域 警務教養課 ほか

取組の内容

「アウトソーシングの徹底」、「事務事業の見直し」、「ITの活用等による事務の効率化」、「組織機構の見直し」等の取組みにより、任命権者ごと厳格な定員管理に努めます。

県職員削減の総数（目標） 1,445（4.7%）
（H18.4.1～H23.4.1）

任命権者ごとの目標

《知事部局》

平成23年4月1日までに、350人を純減します。

（平成18年2月議会条例改正）

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	5,862					5,512	350
改正	↑1,423						
	7,285						

《教育委員会》

児童生徒数の減少を踏まえ、義務標準法及び高校標準法に基づき、教職員定数889人の純減を見込みます。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定数	20,107					19,218	889
改正見込							

義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

高校標準法：公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

《警察本部》

警察官以外の一般職員について、少なくとも3人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)						
一般職員	516					513	3

警察官については、警察法施行令で定員の基準が規定されるため目標値を設定しない。

《病院局》

3病院1診療所の廃止により、191人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	1,090					899	191
改正見込							

《その他》

その他の部局において、アウトソーシングの推進等により12人純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	161					149	12
改正見込							

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
条例定数・児童生徒数の減少・病院の廃止等を踏まえた定員管理					→

備考

取組みの状況

平成19年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

アウトソーシングの推進、事務事業の見直し、組織機構の見直し等の取組みにより、平成20年4月1日現在で、平成23年度における県職員削減の目標総数▲1,445人に対し、830人を純減した。(19実績：374人、18～192年間の進捗率：57.4%) 【計画どおり実施】

□ 任命権者ごとの取組状況

《知事部局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正	5,862					5,512	▲350
	↑▲1,423	▲62	▲94 (▲156)				
	7,285						

《教育委員会》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定 数改正 見込	20,107					19,218	▲889
		▲197	▲275 (▲472)				

《警察本部》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)	(3,208)					
一般職員	516					513	▲3
		±0	▲1 (▲1)				

《病院局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正見込	1,090					899	▲191
		▲191	±0 (▲191)				

※3病院1診療所の廃止により目標を前倒しで達成

《その他》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正見込	161					149	▲12
		▲6	▲4 (▲10)				

※ 備考欄は平成18年4月1日現在の定員と平成23年4月1日付け定員の差

※ 20.4.1欄のカッコは18.4.1からの純減数

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 条例定数・児童生徒数の減少等を踏まえた定員管理
引き続き、下記の事項に取り組むことにより、任命権者ごとに厳格な定員管理に努める。
 - ・アウトソーシングの徹底
 - ・事務事業の見直し
 - ・ITの活用等による事務の効率化
 - ・組織機構の見直し など

推進項目	- 2 新たな改革の推進					
取組項目	(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>流動化する時代に的確に対応するため、公務能率の向上に向けた新たな取組みとして、人事給与制度の見直しを進めます。</p> <p>1 新たな人事制度の検討 外部有識者等の意見を反映させながら新たな人事制度を検討し、平成19年度からの導入を目指します。 また、職員の能力や勤務実績を適正に給与処遇に反映させる取組みを進めます。</p> <p>2 多様な人材の確保 引き続き、任期付職員・民間実務経験者などの採用等を行い、多様な人材の確保とその活用を図ります。</p> <p>3 柔軟な勤務形態の検討 フレックスタイムや在宅勤務、短時間勤務など新たな勤務形態の枠組みについて、地方公務員法改正の動向を見据えながら検討を行います。</p> <p>4 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の全面見直し（平成14年度から改正）以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、改めて特殊勤務手当の総点検を実施します。 ・ その他、特定の業務等を対象とする手当についても、併せて点検します。 ・ 点検結果を踏まえ、必要に応じ制度改正を実施します。 <p>【成果目標】</p> <p>1 制度導入に併せて設定</p> <p>4 各手当の点検作業と併行して制度改正の要否等の検討を進め、平成20年度までに、順次必要な制度改正を実施します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新人事制度の導入		検討・試行	本格実施			
勤務実績の給与処遇への反映						
特殊勤務手当の総点検の実施 他の特定業務等手当の点検の実施						
点検結果の検討及び制度改正の実施						
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 新人事制度の導入 【計画どおり実施】
7月～9月 新たな人事評価制度の導入に向けた第一次試行の前段に、試行参加者を対象とした評価者研修会を実施した。
10月～3月 管理職層を対象とする新たな人事評価制度の第一次試行を実施した。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 【計画どおり実施】
 - (1) 特殊勤務手当の改正（平成20年4月1日適用）
社会経済情勢の変化等を踏まえながら、平成18年度から実施した総点検の結果、次の内容等の見直しを行い、平成20年4月1日から適用した。
ア 特殊環境内作業手当の廃止と手当の統合により、32手当から30手当に改正。
（支給対象業務としては16業務を廃止。）
イ 危険現場作業手当、用地交渉等手当、県税賦課徴収手当（一部）及び夜間等特殊業務手当の支給方法を月額制から日額制に改正。
ウ 国、他の都道府県の措置状況等を考慮し、一部の手当額を改正。
（手当額の引上げ：2手当、手当額の引下げ：2手当）
 - (2) 定時制通信教育手当及び産業教育手当の改正（平成20年4月1日適用）
手当創設時に比べ手当支給の趣旨が薄れてきたことなどから、手当額の水準を引き下げるとともに、定率制から定額制に改正し、平成20年4月1日から適用した。
- 3 その他の取組み 【計画どおり実施】
 - (1) 多様な人材の確保
育休任期付職員の登録試験の実施に際し、年齢制限を撤廃した。
 - (2) 柔軟な勤務形態の検討
職員がその身分を保有したままで大学等での修学や国際貢献活動ができるようにするため、「職員の自己啓発等休業に関する条例」を制定した。（H20.4.1から施行）
また、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、「職員の育児休業等に関する条例」を改正し、育児をする職員が短時間勤務を選択できるようにした。（H20.4.1から施行）

今後の取組み

平成20年度取組項目

- 1 新人事制度の導入
昨年度に実施した管理職層を対象とした第一次試行の結果を踏まえ、制度設計の見直しを行い、再度、管理職層を対象とした第二次試行を実施する。
また、新たに管理職に就いた職員に対して、新たな人事評価に関する研修を受講させ、認識を高めるなど、本格実施に向けた取組みを着実に挙げる。
なお、勤務実績を適正に給与処遇へ反映させるための方法については、試行の結果を踏まえながら引き続き検討していく。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施
給与の適正化に向け、随時必要な見直しを行うこととする。
- 3 その他の取組み
多様な人材の確保及び柔軟な勤務形態については、その必要に応じて引き続き実施又は検討していく。

推進項目	- 2 新たな改革の推進					
取組項目	(2) 第三セクターの見直し	中心となる領域等				
		人事領域・各部局				
取組の内容						
<p>公益法人制度改革の動き、指定管理者制度導入やアウトソーシング推進等による行政サービスの民間開放等の環境変化を踏まえ、次により、第三セクターの主体性を尊重しながら統一的な視点に立った見直しを行います。</p> <p>見直しの手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 ... 見直しの対象とする第三セクターを決定します。 「見直しの方向性」の決定 ... 対象第三セクターごとに、見直しの方向性を決定します。 「見直し工程表」の作成 ... 対象第三セクターごとに、見直しの工程表を決定します。 見直しの実行・進行管理 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>第三セクター（平成18年3月31日現在：116法人） 本県が出資又は出捐をしている民法、商法又は特別法に基づく法人。 ただし、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象としている21法人については、- 1 - (8)のとおり別途見直しを進めていることから、この見直しからは除く。 民法法人：73法人 商法法人：30法人 特別法法人：13法人</p> </div> <p>【成果目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 : 平成18年5月末 「見直しの方向性」の決定 : 平成18年7月末 「見直し工程表」の作成 : 平成18年9月末 見直しの進行管理 : 「行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会」で進行管理を行い、毎年度終了後に結果公表 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直し工程表策定		→				
見直しの実行・進行管理		→				
備考						

取組みの状況

平成19年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 見直しの実行・進行管理

(1)財団法人及び社団法人について

国の公益法人制度改革に関する公益認定等ガイドラインの策定が予定よりも遅れ、20年4月に決定されたことから、今後その内容等を踏まえて具体的な見直しを検討していくこととする。

17法人(類型1・・・12法人、類型2・・・5法人)

(2)公益法人以外の商法法人及び特殊法人の見直しの概要は以下のとおり。

類型2

(株)日本フットボールビレッジ

・県の人的関与のあり方の見直し 検討の結果、現状体制を維持することとした。

福島県土地改良事業団体連合会

・県の現職派遣の廃止 事務は 未で廃止し、技術は21年度末で廃止することとした。

福島県農業信用基金協会

・県の非常勤役員の縮小 2名を1名に縮小した。

マリーナレイク猪苗代(株)

・県の非常勤役員の縮小 2名を1名に縮小した。

小名浜マリーナ(株)

・県の非常勤役員の縮小 2名を1名に縮小した。

【計画どおり実行】

類型3

福島空港ビル(株)、会津鉄道(株)、阿武隈急行(株)、野岩鉄道(株)、福島県漁業信用基金協会、(株)福島県食肉流通センターについては、経営改善等の必要な助言を継続的に実施した。

【計画どおり実行】

今後の取組み

平成20年度取組項目

1 見直しの実行・進行管理

平成18年10月に策定した「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づき、法人の主體的、自立的な経営を促進するため、引き続き下記のとおり取り組む。

〔取組みの概要〕

第三セクター見直しの実効性の確保

公社等見直し部会において、取組の進捗状況等の進行管理を行うとともに結果を公表する。

実行計画の修正

特に財団法人及び社団法人について、公益法人制度改革をふまえた法人のあり方の見直しをさらに進めるなど、必要に応じて実行計画の修正を行う。

第三セクター見直しに関する実行計画の概要

1 基本的方向

見直し対象とする40法人の見直しの基本的方向は以下のとおりとする。

<p>《工程表を作成する法人》 法人運営における県の関与も含め、法人のあり方を検討する法人 団体の自立的な運営のため、県の関与のあり方について検討する法人 設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における 県の助言などを行う法人</p> <p>《工程表を作成しない法人》 既に法人の適正かつ自主的な運営がなされており、現状において必要最小限の関 与となっている法人</p>
--

2 基本的方向を踏まえた見直し目標等

工程表を作成することとなる法人については、次の類型別の方向を踏まえ着実な見直しを行うとともに、公社等外郭団体見直し部会において進行管理を行うこととする。

《類型1》

法人運営における県の関与も含め、法人のあり方を検討する法人（12法人）

第三セクター名	見直し目標
(財) 福島県罹災救助基金協議会	法人のあり方、県関与のあり方の見直し
(財) 福島県総合社会福祉基金	県関与のあり方を含めた法人のあり方の見直し
(財) 福島県学術教育振興財団	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(財) 福島県スポーツ振興基金	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(財) 福島県文化振興基金	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(財) 福島県体育協会	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(社) 福島県私学振興基金協会	組織や法人運営のあり方の見直し 貸付・助成事業内容等の見直し
(財) 福島県電源地域振興財団	組織や法人運営のあり方の見直し
(財) 福島県原子力広報協会	法人のあり方、県関与のあり方の検討 原子力広報のあり方の検討
(財) 福島県障がい者スポーツ協会	県関与のあり方を含めた法人のあり方の見直し
(財) 郡山地域テクノポリス推進機構	県計画終了後の財団のあり方の見直し、県関与のあり 方の見直し
(財) 福島県学生寮	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し

《類型 2》

団体の自立的な運営のため、県の関与のあり方について検討する法人（10法人）

第三セクター名	見直し目標
(株)日本フットボールヴィレッジ	県の人的関与のあり方の見直し
(財)福島県保健衛生協会	県の非常勤役員の縮小
(財)ふくしま科学振興協会	県の補助金支出縮減 県の現職派遣、非常勤役員の縮小
福島県土地改良事業団体連合会	県の現職派遣の廃止
福島県農業信用基金協会	県の非常勤役員の縮小
(財)福島県私立学校教職員退職金財団	県の非常勤役員の縮小
(財)福島県腎臓協会	県の類似補助金の統合、非常勤役員の見直し
(財)福島県アイバンク	県の類似補助金の統合、非常勤役員の見直し
マリーナ・レイク猪苗代(株)	県の非常勤役員の縮小
小名浜マリーナ(株)	県の非常勤役員の縮小

《類型 3》

設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人（6法人）

第三セクター名	見直し目標
福島空港ビル(株)	空港の利活用促進に向けた取組み 施設の安全確保及び健全経営に向けた対応策の検討、実施
会津鉄道(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化
阿武隈急行(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化
野岩鉄道(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化
福島県漁業信用基金協会	経営改善及び保証基盤強化
(株)福島県食肉流通センター	経営の改善及び安定

3 工程表を作成しない法人における対応

既に法人の適正かつ自主的な運営がなされており、現状において必要最小限の関与となっている法人については、工程表を作成せず、今後も所管部局において適正な運営管理を行うこととする。

なお、当該法人の状況等が変化した場合は必要な見直しを行うこととする。

既に法人の適正かつ自主的な運営がなされており、現状において必要最小限の関与となっている法人（12法人）

第三セクター名	具体の対応
(財)福島県いわき処分場保全センター	所管部局における適正な運営管理
福島臨海鉄道(株)	
(財)尾瀬保護財団	
(財)福島県生活衛生営業指導センター	
小名浜石油埠頭(株)	
福島県信用保証協会	
(社)福島県畜産振興協会	
(社)福島県林業協会	
(財)福島県漁業振興基金	
小名浜埠頭(株)	
(財)ふくしま建築住宅センター	
(財)暴力団根絶福島県民会議	